

# 公民協働 推進の指針



岸和田市

平成17年6月

# 公民協働推進の指針



## 目次

### 第1章 なぜ、今協働なのか

1 全国の動向	1
2 本市の現状	1
3 なぜ、今協働なのか	3
4 課題と今後の取組み	4

### 第2章 協働を行うにあたって

1 協働の基本的な原理	6
2 協働のルール～より良い協働であるために～	6
3 協働の領域・分野～みんなのまちづくりを役割分担～	7
4 協働の担い手～みんなが主役～	8
5 協働の手順	10

### 第3章 協働を育み推進していくために

1 情報の集約	12
2 市民と行政のネットワークの構築	13
3 協働のための人材育成	16
4 活動支援の充実	19
5 活動の拠点づくり	21
6 協働事業の審査・評価制度の確立	24

### 添付資料

○協働事業台帳（様式1、様式2）	27
○市民活動団体シート	29
○診断カルテからの協働事業にかかる判定内容	30
○事業評価シート	31
○協働推進シート	33

# 第1章 なぜ、今協働なのか

より良いまちづくりを目指して「花」を育てよう

「誰もが安心して心豊かに暮らせるまちづくりの種は、既にわたしたちの手の中にあります。  
市民と行政が連携・協力し合い、種をまき、水をやり、大きく育て、岸和田らしい元気な花を咲かせましょう。」

## 1 全国の動向

近年の少子高齢化の到来や環境問題など、私たちを取り巻く社会背景の中から生まれる様々な市民のニーズに対し、行政だけでなく、市民が相互に、あるいは市民と行政が協力して、より良いまちづくりを進めていこうという意識が高まっています。

こういった状況は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が大きなきっかけとなりました。救援活動やボランティアの受入れに対して、従来型の画一的な行政の対応では機能しなかったことや、被災地現場でボランティア活動をコーディネートした非営利活動団体の役割が再認識されたことから、市民活動は社会的に大きな潮流となり全国的に拡大しました。



阪神・淡路大震災（神戸市提供）

このような全国的な流れの中で、平成10年12月に「\*特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」が施行され、それぞれの自治体が市民活動支援のための取組みを行っています。各自治体では、NPO法に伴う関連条例の整備や市民活動支援に関する指針や条例を制定するとともに、市民活動サポートセンターなどを開設し、市民と行政によるパートナーシップ型事業を展開するなど様々な動きが活発化しています。

\*特定非営利活動促進法（通称：NPO法）

NPO法は平成10年12月1日に施行。民間非営利団体（NPO）が法人格を得るための手続きを定めたもので、その活動の健全な発展を促進し、それによって公益の増進に寄与することを目的としている。法人格をもつことで、銀行口座の開設などの財産管理や、契約の締結といった対外的な活動がNPO法人となることで、法人名義での活動が可能。

## 2 本市の現状

本市では、だんじり祭にも象徴されるように、伝統的に地域コミュニティ意識が強いという特徴があります。町会組織とは別に、小学校区を単位に「地区市民協議会（以下「市民協」という。）」が設置されています。これは、昭和46年に城北地区が「モデルコミュニティ整備地区」の指定を受け、協議会を設置したのが始まりで、昭和55年の第1次岸和田市総合計画で、市民協の設置が記述されました。市民協では地区内の諸問題について、住民間で自主的に話し合い、住みよい地域づくりを進めることを目的に、専門部会を設け、地域ごとのまちづくりが進められています。

また一方、地域コミュニティ活動とは別に多様化する市民ニーズを受けて、福祉、環境、教育、防災などさまざまな分野において、市民活動も活発になっています。特に近年では、市民活動団体（後述P.9）の活動も活発になってきており、今後ますます増加していくことが予想されます。これら市民活動団体の中には、公益又は公共的サービスを担う団体も出てきていますが、多くの市民活動団体（特に新規の市民活動団体）は、活動資金が十分でない、活動拠点を持っていないなど、持続的かつ自立した活動を行っていくことが困難な状況にあります。

本市では、第3次岸和田市総合計画にある「市民自治都市」の実現に向けて、市民活動をサポートしてきました。平成11年3月には市内でさまざまな活動を展開している市民により構成された「ボランティア活動推進懇話会」が設置され、あらたな公共の創造を基本理念とした「岸和田市市民活動支援に関する提言—市民と行政のパートナーシップの構築に向けて—」を平成12年3月に策定しました。平成15年3月の「新行財政改革の推進に向けて（新行革サブテキスト）」でも、市民と行政（公民協働）によるまちづくりを推進してきました。




市民活動団体による花の植替え作業

市民の社会活動意欲が高まる中で、本市における市民活動への明確な支援方針の確立が急務となっています。

本市では、これらの提言や実績等を踏まえ、公民協働の推進に向けて、平成16年4月に企画課内に協働推進スタッフを設置し、庁内での協働推進体制を構築しました。平成16年12月には岸和田市自治基本条例が制定（平成17年8月施行）されました。岸和田市自治基本条例では市民参画や協働の基本的ルール、市政運営に関する基本原則などを明確に定めることで「市民自治都市」の実現を目指そうとしています。

本市における市民と行政の主な取組み（平成10年以降）

平成10年度	ボランティア活動推進懇話会の設置 ボランティア活動についての市民アンケート調査の実施
平成11年度	「岸和田市市民活動支援に関する提言」（市への提言）
平成12年度	第3次岸和田市総合計画策定（市民自治都市の実現に向けて）
平成13年度	「まちづくり・ざいせい岸和田委員会」の設置
平成14年度	新行財政改革の推進に向けて（新行革サブテキスト）の作成
平成15年度	「まちづくり・ざいせい岸和田委員会」より提言・提案 
平成16年度	企画課内に協働推進スタッフ設置 公民協働推進システム検討プロジェクトチーム設置 岸和田市自治基本条例の制定

### 3 なぜ、今協働なのか

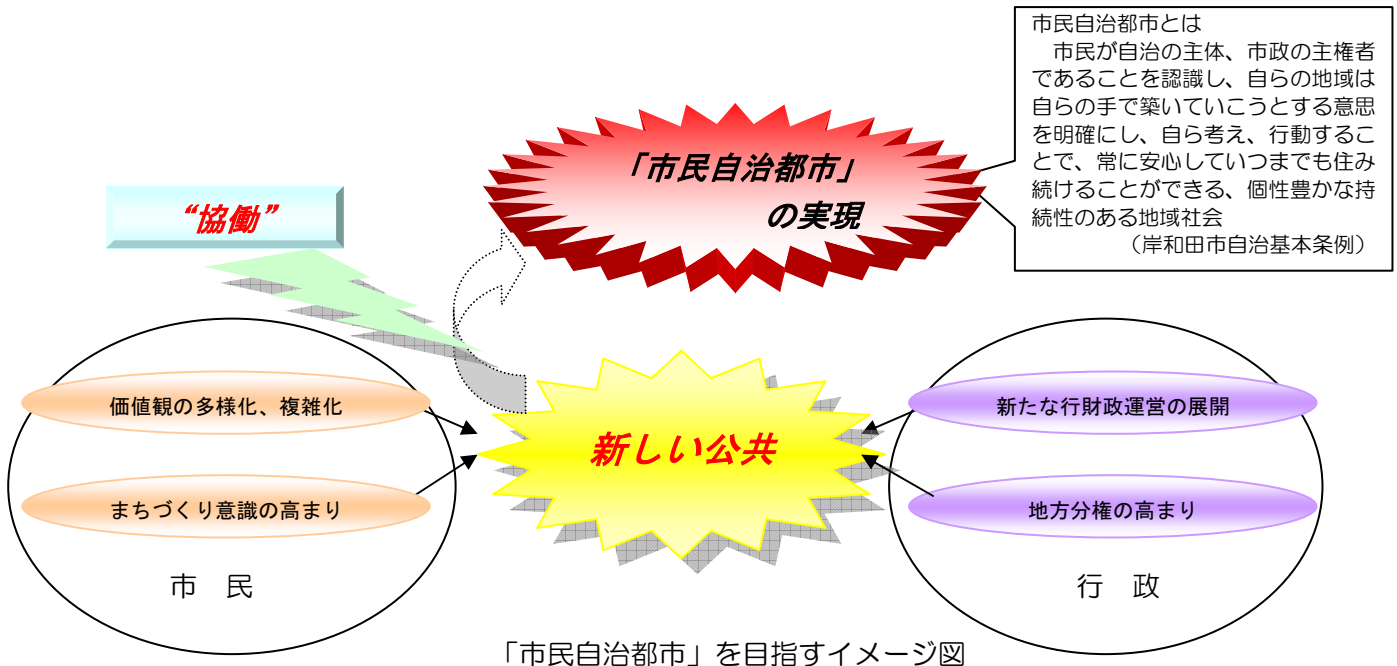
#### (1) 新しい公共の創造

従来は「公共は行政が担うもの（公共＝行政）」という考え方が主流でした。しかし、大きな自然災害などをきっかけに、市民間におけるネットワークや地域社会の重要性が注目されてきました。さらには市民の価値観が多様化、複雑化し、「自分たちのまちは自分たちでつくる」といったまちづくり意識が強くなっています。また、行政において、これらの市民の価値観に対応するには限界があることや、地方分権の流れ等を受け、新たな行財政運営の展開が求められています。

そういった状況の中、市民一人ひとりではできないことを解決するために市民同士が連携し、解決を図っていく中で、「公共＝行政」ではなく、市民と行政の両者がまちづくりの主体として、役割を分担し、共に公共を担っていくという「新しい公共」という考え方が生まれてきました。

これからは、市民と行政による「新しい公共」を基礎として、“協働”という手法を用い、市民が主体の「市民自治都市」の実現に向けて、互いに連携・協力していく必要があります。

本市では、単に市民と行政の協働を目的とするものではありません。協働はゴールなのではなく、あくまで「市民自治都市」を目指していく上でのツール（手法）なのです。



#### (2) 協働とは

地域社会を形成している\*市民、市民活動団体と行政が、岸和田のまちづくりを共に進めるため、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を理解・尊重して補完・協力しながら、対等な関係で連携・活動することをいいます。

\* 市民…市内に住み、働き、若しくは学ぶ人、又は市内に事業所を置く事業者

#### (3) 協働の意義

行政だけで取り組むことよりも、市民、市民活動団体だけで取り組むことよりも、共通の目標に向けてお互いの特性を生かし、知恵を出しあって目標を達成していく方が、より効率的・効果的に地域の課題を解決できるような場合に有意義な「協働」となります。

〈協働することによる利点〉

- ① まちづくりに参加ができることによって「まちづくりの一員」になれる。
- ② 行政が市民の多様なニーズに対応できる。
- ③ 市民は行政の事業がオープンになり、関心もてる。
- ④ 市民の新たな活動領域が広がり、またそれを提供することができる。
- ⑤ 行政の方針や考え方を身近に知ったり、触れたりすることができる。

協働すること自体が大事なのではなく、協働した結果、生まれた成果が地域社会に寄与するものであるとともに、協働を行った市民の目的と行政の目的、双方の目的の実現に大きく貢献することが重要です。



#### 4 課題と今後の取組み

これまでの取組みを踏まえ、本市において更なる協働推進体制が必要との観点から、庁内における協働意識の醸成を図るため、平成 16 年 6 月に公民協働推進プロジェクトチームが発足されました。プロジェクトチームでは、「公民協働推進の指針」の策定に向け、本市における市民（団体）と行政の協働事例を研究する中で、様々な課題が発見されました。

市内各地域で活発な市民活動が展開されている中で、人材や活動資金の不足、事務機能が整備された活動拠点が無いなどの問題、情報の受発信を一元的に行う場や相互に交流する場の不足から、情報交換や協力関係が構築できないなどの問題がありました。

事例発表から見てきた課題は、大きく分類すると下記のとおりです。

- ① 市民活動団体と行政との情報共有ができていない。
- ② 行政内部において連携が取れていない（縦割り意識が強い）。
- ③ 住民自治組織を含む他の市民活動団体との連携ができていない。
- ④ 行政及び市民活動団体の意識改革、関係の見直しが必要である。
- ⑤ 市民活動団体の組織の充実が必要である。
- ⑥ 市民活動団体、行政共に将来を見据えた事業内容の検討が必要である。

市民活動団体が十分な力を発揮するために、行政は環境を整備する側面的な支援とともに、全庁的な体制のもと、より包括的な支援策を実施していく必要があります。

ただ、これまでの本市の支援は、福祉系のボランティア活動や住民自治組織など、活動が一定期間定着し、成果が明らかであると認められたものが中心であることから、先駆的な活動に対しては支援しにくい面が見られます。また、これらの支援は、均一かつ平等に行われることが一般的であり、結果的に薄く広く支援されることで効果が分散されるという傾向があります。さらに、行政の分野別での支援が中心であるため、複数分野にわたる市民活動に支援が及ばないのが現状です。



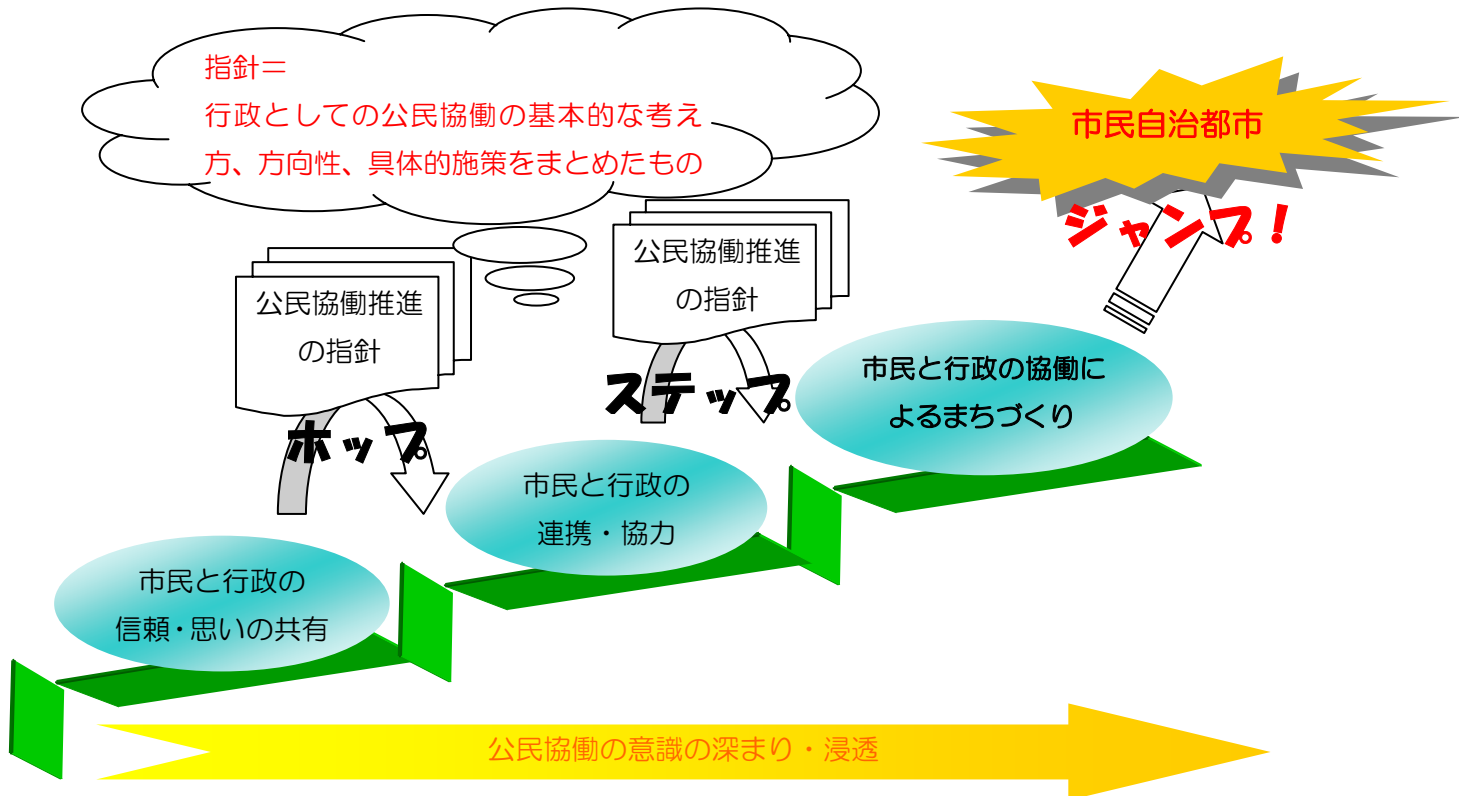
体育指導委員による体力測定（市民スポーツカーニバル）

今後、市民活動を支援するにあたり、行政の縦割りの対応など制度的な問題や効果的な支援体制のあ

り方について、既存の概念を改めて問い直す必要があります。

これからの自治体運営では、市民と行政が知恵を出し合いながら、その自治体や地域の実情に合わせた、独自のまちづくりの方向性を生み出すためのしくみづくりが求められています。

先に述べてきたような背景と現状、そしてそこから見えてきた課題、その改善や解決なくしては、市民と行政による「より良いまちづくり」は進められません。そのため、これからの本市における公民協働の推進を目指して、基本的な考え方、方向性、具体的施策をこの「公民協働推進の指針」としてまとめました。



「公民協働推進の指針」の役割イメージ図

## 第2章 協働を行うにあたって

「花」を育てるのに必要不可欠なものとは…

「せっかくの種も、水・土・太陽なくしては、育ちようがありません。

これと同じように、わたしたちのまちづくりにとって必要不可欠なものとは何なのか、それを知ることがとても大切です。」

### 1 協働の基本的な原理

本市では、これからの市民と行政の協働のあり方を考えるとき、次の3つを協働の基本原理とします。

#### ① 住民自治の原理

ゆとりと豊かさを実感できる社会をつくるために、住民の身近な生活にかかわることを、市民と行政が互いに情報を共有しながら、市民一人ひとりがまちづくりに主体的・自主的に関心を持って参加・決定し、相互に力を合わせてまちづくりのシナリオを作成して進めていくこと。

#### ② 補完性の原理

市民が「個人や家庭、地域においてできることは、それぞれが責任を持って行う」というまちづくりの主催者として、自覚することを基本とし、それができないことや非効率なことを行政が補っていくこと。

#### ③ 持続性の原理

限りある資源や財源を、将来を見据えた中で運用し、現世代と次世代の受益と負担のバランスを考えながら、持続あるまちづくりを目指すこと。

### 2 協働のルール～より良い協働であるために～

#### (1) 対等なパートナーとして自主性を尊重

協働は相互の自主性・自立性を尊重し合い、対等な関係のもとで進めるものです。岸和田市自治基本条例第3条第4項に「市民の公益的活動は、自主性を基本とし、尊重されること。」とあるように、市民がその特性を発揮するには、市民の自主性が確保されることが必要です。

協働は、市民と行政の良いところを生かし、地域の課題を解決しようとするものですが、一方が他方に従う関係になってしまうと、その利点が生かせません。上下の関係ではなく、対等のパートナーであることで、率直な意見交換ができます。



#### (2) 相互理解に努め、信頼関係を

市民と行政がお互いに頼りきりにならないように、それぞれが自立した上で、互いの特性や違いを理解することが必要です。

協働とは、相互の立場、自主性を尊重し合い、共通の目的に向かって進むものであり、そのためには互いの信頼関係がなければ、真の意味での“協働”は達成できません。まずは信頼関係を築くことが重要です。



### (3) 情報の共有・公開

信頼関係を築くには、協働を行う両者の関係が、外から良く見える、開かれた状態であることが必要です。協働事業の内容、協働相手の選定基準、選定方法などの情報が公開され、協働プロセスを全てオープンにすることにより、市民と行政がそれぞれの説明責任を果たし、双方の緊張関係を保つとともに、新たな主体が協働の取組みに参画しやすい環境を作ることにもつながります。

一定の要件を満たせば誰もが協働に参画できることが、協働には欠かせない条件だといえます。

### (4) 目的と役割分担の明確化

お互いの信頼関係を築いた上で、お互いが目指す目的を明確にし、思いを共有することが大切です。そして、それぞれの特性を生かし、市民、行政の双方の役割を具体的に明確にし、協働することで、更なる相乗効果が生まれます。

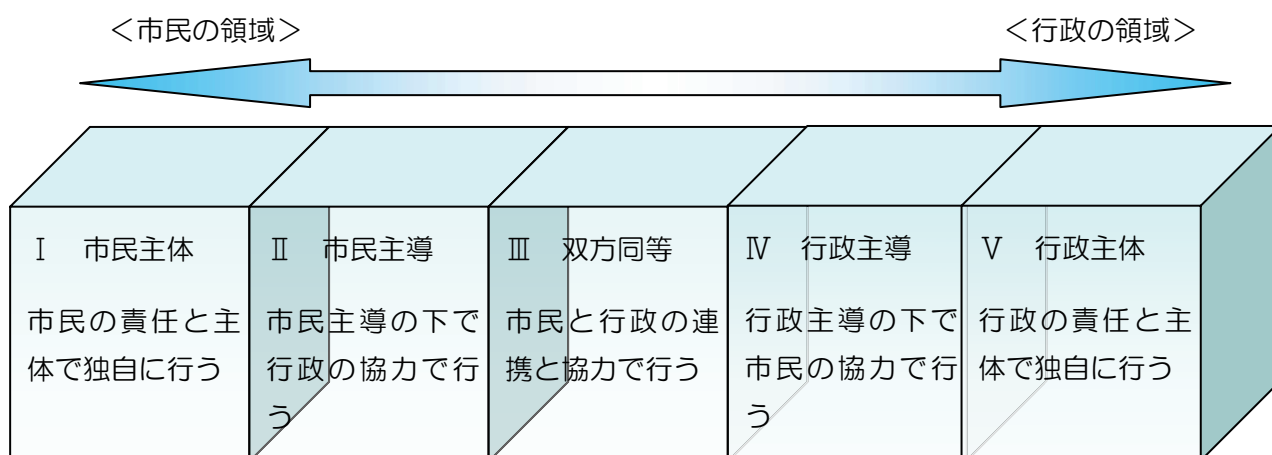
また、事業実施にあたっては、「いつまでに」、「何を」、「どのように」達成するのかという時限性を確認し合いながら進めていかなければなりません。これらが不十分だと、それぞれが求められている役割があいまいになり、効果的な協働には至りません。協働事業を行っていくには、事業計画の段階から共有し、一緒に考えていくことが重要です。

## 3 協働の領域・分野～みんなのまちづくりを役割分担～

### (1) 協働の領域

市民サービスの要求・提供方法は多様で、地域や課題の特性を踏まえながら、こうしたニーズにきめ細かく対応していくことが必要です。

市民がやるべきこと、市民がやった方がいいこと、また、行政がやるべきこと、行政がやった方がいいことは何なのかについて整理しなければなりません。今後のまちづくりでは「新しい公共」の考え方を基礎としながら、下図のように、市民の責任と主体で独自に行うものから、行政の責任と主体で独自に行うものまで、5つの領域が考えられます。このうち、市民と行政が協働を進める領域は、領域Ⅱ～Ⅳの3つを基本とします。



協働の領域イメージ図

ただし、「領域Ⅰ 市民主体」や、「領域Ⅴ 行政主体」であっても、相互の役割を担いながら協働が可能なものについては、取組みを進めていきます。本市では、平成15年3月、「新行財政改革の推進に向けて（新行革サブテキスト）」の中で、公民の役割分担のあり方を検討する方法のひとつとして「公共性診断カルテ」を実施することとしており、協働の領域においても、このカルテを実施します。

市民とともに「新しい公共」を追求していく協働スタイルを目指すために、行政が独占的に公共領域を担うのではなく、「公共サービスの公共性」、「行政関与の妥当性」、「実施主体の妥当性」、「受益者負担の妥当性」の視点から、今行おうとしている協働事業がどのような性格のものか判断します。

協働の領域は、時代やその対象物によって変わります。固定的に考えず社会の変化や市民ニーズに合わせて柔軟に考えていくべきでしょう。

また、公と民の協働にとらわれず、市民同士の関係の構築も重要となります。

## (2) 協働の分野

協働が考えられる分野としては、福祉、まちづくりなどが主流と考えられていましたが、それ以外においても進めることが可能だと思われます。今後、協働を検討するにあたっては幅広い分野で考えていくことが必要です。

協働が考えられる一例を示すと下記のとおりです。

- ① 地域ごとのきめ細かい対応が必要な分野  
(子育て支援、高齢者介護の支援等)
- ② 地域社会との密接な連携が必要な分野  
(防災、防犯、青少年問題、ごみ問題を含む環境問題等)
- ③ 専門性の高いサービスが求められる分野  
(教育、芸術、文化、スポーツなどの生涯学習、国際交流、人権問題等)
- ④ 合意形成が必要な分野  
(都市計画マスタープラン、まちの環境を守るためのルールづくり等)

## 4 協働の担い手～みんなが主役～

協働の担い手には下記のような人たちが想定されます。

### (1) 地域型団体

#### ① 住民自治組織

地域住民が連帯を深めながら、豊かで住みよい地域社会を築くことを共通目的とする町会・地区市民協議会等

#### ② 各種団体

老人クラブ、子ども会、青少年指導員協議会、体育指導委員協議会、水防団など、地域において社会的な必要性から組織されている団体



市民による春木川の清掃活動

(2) テーマ型団体

① 市民活動団体

社会的課題の解決のため、市民が互いに協力し、営利を目的とせず、自発的、自律的に、不特定多数の人の利益の増進に寄与することを目的として継続的に活動する団体で、\*ボランティア、\*\*NPO等も含む。

\*ボランティア…個人・団体を問わず、自発的な意思と自己責任に基づく非営利の社会貢献活動

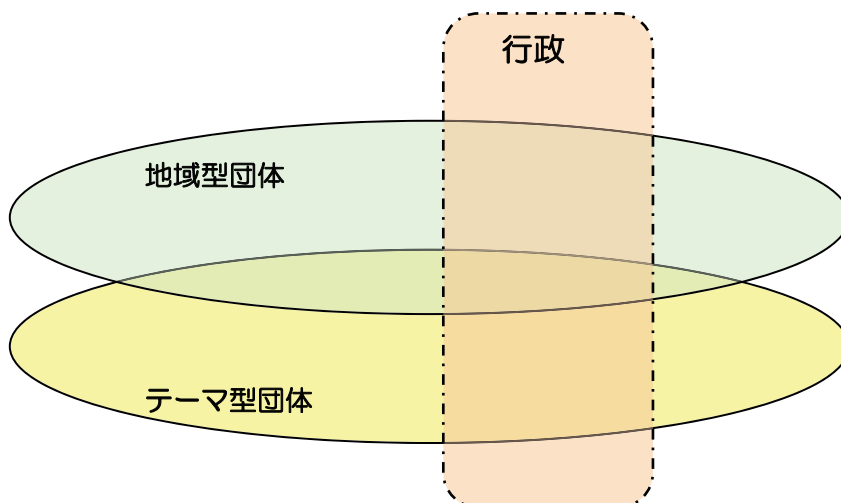
\*\*NPO …非営利組織という意味のNon-Profit-Organizationの頭文字をとったもの。

また、このうち NPO 法に基づいて、国の認証を受けた団体が「NPO 法人」で、環境や福祉などの広い分野で、かつ主として特定の社会的課題の解決を使命とした活動を継続的に行う活動団体

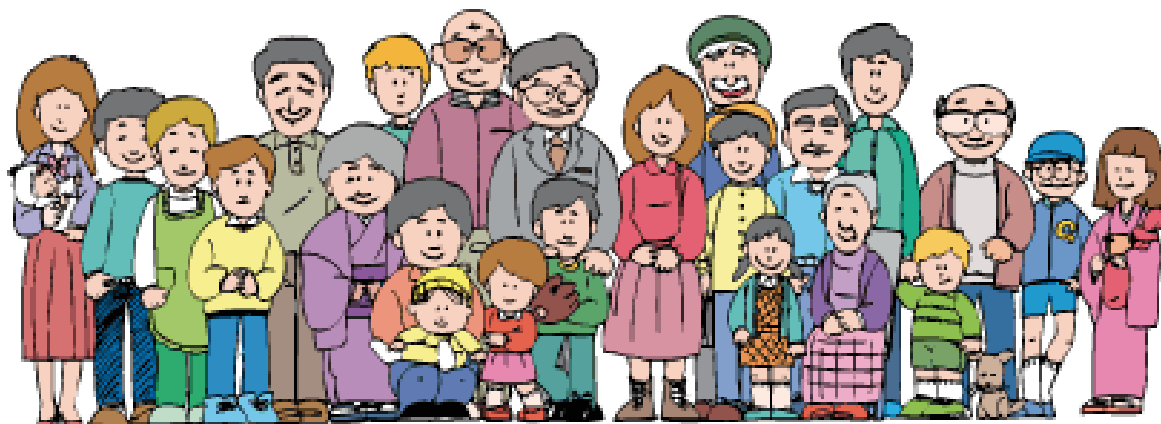
(3) 行政

(4) その他

地域型団体がテーマを持って活動するようになったり、テーマ型団体が地域に根ざすようになる場合もあり、上記(1)(2)のどちらの性質も併せ持つ団体も存在するなど、両団体の重複部分が生まれており、明確な分類は困難です。



公民協働のイメージ図：重なった領域で協働の検討が考えられる



## 5 協働の手順

協働事業を実施するためには、事業の検討から実施、評価に至るまで、市民、市民活動団体、行政等の参加を充実することが大切です。

参加者が時間をかけて意見を交わし、共通の目的が定まることにより、これまで行政主導で行われてきた、単に参加するだけの市民参加型事業から、市民が自主的に参加し、皆で一緒に行う協働型事業へとステップアップしていきます。

また、市民と行政がパートナーシップを築いていく有効な手法として、下記の手法があげられます。

### ① ワークショップ

講義など一方的に知識を伝えるのではなく、参加や体験、意見交換等をする中で、互いに学び、創造することのできる話し合いを進める手法のことです。

### ② グラウンドワーク

住民、事業所、行政の三者が一体となって組織をつくり、それぞれ得意なところを分担し、身近な環境などを見直しながら課題を見つけ解決していくしくみです。

### ③ ラウンドテーブル

様々な人たちが同じテーブルに同じ立場で自発的に着いて、課題を共有し、情報を交換し合い、新たな価値の創造を目指して集まる、話し合いの場のことをいいます。

### ④ アドプトシステム

アドプトとは養子縁組のことで、公園や道路等の一定区間を養子に出し、お世話をしてくれる里親（市民・事業者等）を募り、環境美化等の活動を実施するしくみです。

## (1) 協働事業の検討

新たな協働事業の検討や、既存事業の協働化への見直しには、市民の高いニーズが反映されていることが大切です。

そして、事業を実施することにより、成果としてより市民サービスの質や量が高まり、市民参加や市民自治が進むことが期待できる事業を検討する必要があります。

また、様々な市民活動団体の特性を活かして地域活動の人材育成・活用を図れること、行政が直接実施する場合に比べ、費用対効果が高まることもポイントとなります。

これらを踏まえて、事業を行うことによって解決する目的や達成する目標を明確にして、市民、市民活動団体、行政等が知恵を出し合い、協働事業の検討を行います。



市民活動団体による清掃美化活動（ファミリーロード）

## (2) 協働の担い手と形態の選定

貴重な資源や資金を有効に活用するため、検討した事業に最も効率的で効果的な協働の担い手と協働の形態を選び、その上で事業実施における役割分担を明確にします。

また、選定基準、方法及び選定結果についても情報公開し、公平性を図ります。

協働の形態には次のようなものがあります。

- |             |           |             |
|-------------|-----------|-------------|
| ① 共催        | ② 後援      | ③ 補助、助成     |
| ④ 委託        | ⑤ 情報提供、交換 | ⑥ 政策提言、企画立案 |
| ⑦ 実行委員会、協議会 | ⑧ 事業協力    | ⑨ その他       |

### (3) 協働事業の実施

事業を進めるにあたっては、事業の目標や協働についての考え方について十分話し合い、皆が納得しながら進めることが大切です。

また、事業実施中も、それぞれの役割を果たし、情報を共有して意思疎通を行い、皆の意欲を引き出して、適切に事業が進んでいるか確認しながら、事業を実施します。

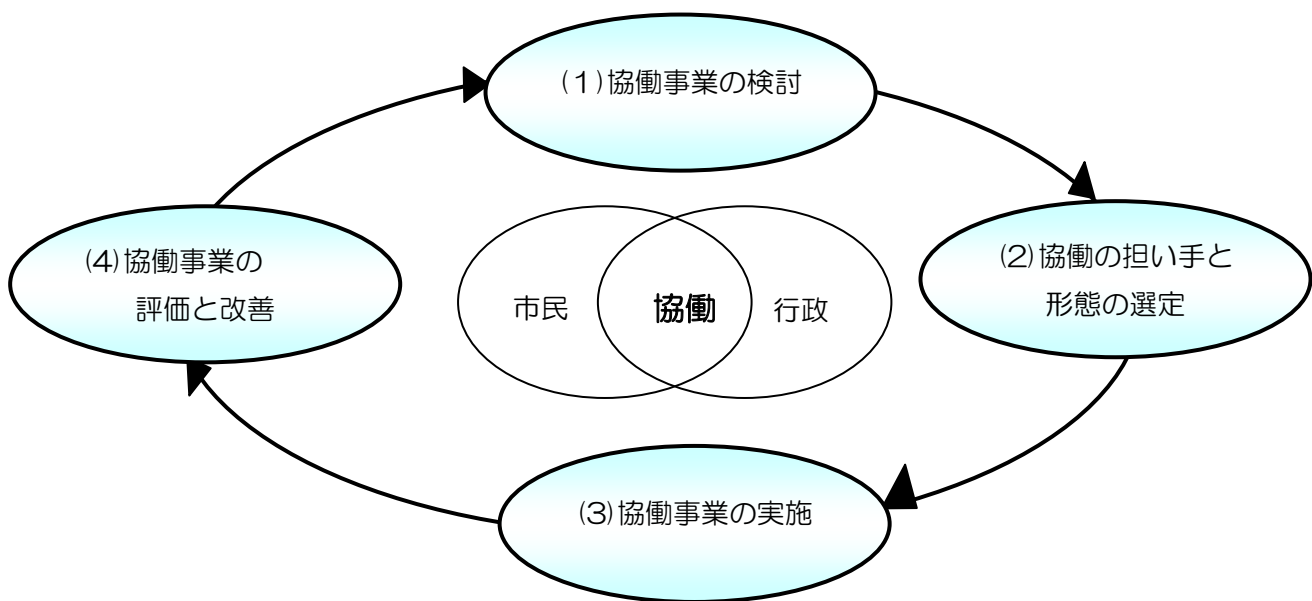


市民活動団体による本の点訳（社会福祉協議会）

### (4) 協働事業の評価と改善

事業実施前に設定していた解決すべき目的や達成すべき目標等について、実施後に市民と行政の両方で評価して、その成果や課題を明らかにし、共通の認識を得ます。

そして、評価結果を公開するとともに、事業の内容や担い手等についての見直し、あるいは事業の廃止を行い、より効果的で質の高いサービスを提供し、皆がともに成長し、より良いまちづくりを行うため、次の事業に反映させていきます。



協働事業の手順イメージ図

## 第3章 協働を育み推進していくために

さあ！共に種をまき、たくさんの「花」を咲かせよう！

「花」にとって大切なものを知り、その環境を整えたら、共に種をまきましよう。大きな花や小さな花、いろんな花をたくさん咲かせて、一人ひとりの個性が存分に発揮される元気なまち・岸和田をつくっていきましょう！

### 1 情報の集約

本市では、地域組織や市民活動団体がまちづくりに積極的に取り組んでおり、市民と行政との協働事業や市民独自の活動が積極的に行われています。

しかし、「どの課がどのような協働事業を行っているのか」、「どの地域でどのような団体が活動しているのか」といった情報が集約されていないため、同じ地域で同様の事業や市民活動が行われている場合もあり、非効率なものとなっています。

これらを解消するには、協働事業、市民活動団体についての情報を収集し、共有していく必要があります。情報を共有することで、行政内や市民活動団体間の連携が進み、お互いの力を最大限に発揮できるようになります。

#### (1) 情報の収集〈協働推進シート1 (P. 34 参照)〉

##### ① 協働事業台帳 (P. 27・28 参照) の作成

各課では様々な協働事業が行われていますが、市としてそれぞれの事業を取りまとめたものがなく、情報が共有されていないのが現状です。

そこで、協働推進スタッフが中心となり、協働推進チーム(後述P. 14)と連携しながら、各課での協働事業についての情報を収集し、「協働事業台帳」として、地域別、分野別に分類しデータベース化します。これにより、事業の重複を防止します。

協働事業台帳作成の1年目は、様式1を使用し、主に事業紹介に活用します。2年目以降は、事業の評価制度(後述P. 24)と組み合わせ、昨年度の実績結果を踏まえた形の様式2を使用し、課題・問題点の見直しに重点を置きます。

##### ② 市民活動団体シート (P. 29 参照) の作成

市内には、たくさんの市民活動団体があります。しかし、市民活動団体の情報は一元的に集約されていません。

そこで、「どの地域でどのような団体が活動しているのか」といった情報を提供することができれば、市民活動団体が手を取り合うパートナーの存在を知ることができるとともに、これから参加したいと考えている人に対する情報にもなり、市民活動の向上が期待できます。

そのためには、市内で活動をしている市民活動団体の情報の収集が必要です。幅広い団体への呼びかけが必要になりますが、まず各課が把握している市民活動団体に「市民活動団体シート」の記入を働きかけていきます。そして市民活動団体を広く把握している社会福祉協議会を通じても同様に行います。

収集した情報は、協働推進スタッフで集約し、地域別、分野別に分類しデータベース化します。

### ③ 情報紙の集約

様々な情報を見ることができるよう、市が発行する協働についての情報紙や市民活動団体が発行している情報紙を集約し、閲覧コーナーを設置します。



ボランティア活動に関する情報紙

## (2) 情報の共有

協働を進めていく中で、情報の共有は欠かせません。収集した情報は、庁内で、また市民と共有していきます。

### ① 庁内

協働事業の情報を共有することは、事業の重複を防ぐだけでなく、異なった事業を結び付け、新たな展開をも生み出す可能性があります。また、市民活動団体を知ることで多様な協働事業の展開が考えられます。

協働事業や市民活動団体のデータベースは、庁内LAN、ホームページ等を活用し、全課から閲覧できるものとします。そして、全職員の目に触れる機会が多い情報紙等を活用し、各課で取り組んでいる協働事業を発信するなど情報の共有を進めていきます。

### ② 市民

協働事業や市民活動団体についての情報は、市民にも発信することで市民活動団体同士の交流などが生まれると考えられます。

「広報きしわだ」のような情報紙のほか、インターネットやケーブルテレビなどの媒体も有効に活用しながら、幅広い市民に提供していきます。特にインターネットは、必要な時に様々な場所から情報を得ることができるだけでなく、市民との双方向ツールとしても有効です。

また、メーリングリストを活用することで、必要な人に必要な情報をタイムリーに提供していくことも可能です。

この他に、公共施設などに掲示場所を確保し、パソコンなどから情報を取得できない人に対しても発信していきます。

## 2 市民と行政のネットワークの構築

### (1) 庁内の協働推進体制の構築

協働を進めていく過程では、各課が担当事業を縦割りで進めてきた今までの体制を改め、横断的に連携する体制へと変革することが重要です。部課間の連携を図るには、関係職員が皆、同じ情報を共有し、事業に対する認識を同レベルにしておかなければなりません。そのために、課を越えた会議を開催し、情報伝達しやすい体制を築いていく必要があります。

#### ① 協働推進スタッフの拡充〈協働推進シート2 (P. 35 参照)〉

庁内の協働に関する取組みを全体的に捉え、必要な情報を発信提供し、協働の意識を浸透させるため、市民活動団体と担当部署をコーディネートする協働推進スタッフの拡充が必要です。協働推進スタッフの業務としては、

- ・ 協働事業に関する情報集約、発信、庁内の調整
- ・ 協働推進チームとの連携

- ・（仮称）協働推進会議の運営
- ・協働事業審査・評価委員会（後述P. 24）の運営
- ・職員の意識向上のための研修の実施
- ・相談窓口を設置し、協働事業に関する窓口を一本化
- ・市民の意見、質問の集約
- ・市民活動団体の情報集約、発信
- ・市民活動リーダー、ボランティアアドバイザーの養成
- ・中間支援組織の育成、支援
- ・市民活動サポートセンター（後述P. 22）の設置、運営及び管理（将来的には中間支援組織が運営、管理する）



などが必要となります。（将来的には中間支援組織に移行し、行政主導ではない場で、自主的に行われるのが適当なものも含んでいます。）

## ② 協働推進チーム〈協働推進シート3（P. 36参照）〉

1つの課でできることには限界があります。協働推進スタッフをサポートする部課を越えた協働の取組み体制として、各課からメンバーを選出し、「協働推進チーム」を発足させます。

業務は、協働事業台帳の作成や情報集約のサポート（メンバーが直接各事業担当者から聴取して、協働推進スタッフに繋いでいく形をとるなど）のほか、協働意識を職員に浸透させる庁内のけん引役を担います。

## ③ 地域担当制の導入〈協働推進シート4（P. 37参照）〉

市内でも、市民活動が活発な地域とそうでない地域、また、それぞれの地域によって得意な分野も異なっています。職員による地域担当制を実施することによって、個々の地域の実情をより把握し、特徴を捉えることができ、より効果的な展開が可能となります。地域の特徴を捉えるには、地域の住民や市民活動団体に意見を求め、連携していくことが不可欠となります。現時点で全庁的に地域担当制を敷くことは困難でも、部内や同じ目的を持った組織内で地域担当制を採り、専門分野の知識や経験を生かして、他課との連携を図ることは可能です。また、地域ごとの弱い部分や不足する部分を他の地域を参考に強化することができます。

## (2) 市民同士のネットワーク

### ① 「交流の場」の開催〈協働推進シート5（P. 38参照）〉

現状では、各団体間の連携や協力が不足しており、それを補うためには、今後協働事業を進めていくうえで、各団体間の「交流の場」が必要です。「交流の場」は、日頃接することのない団体間での情報交換の場と同時に、各団体が抱えている問題点の解決につながる可能性もあります。また、他団体の活動を知ることにより、活動の幅が広がることや新たな手法を発見するなど、活動内容のレベルアップが期待できます。



市民による「交流の場」（まちづくりネットワーク岸和田）



「交流の場」は、同種の市民サービスを提供する市民活動団体間で実施するだけでなく、異種の活動団体間でも行うことが重要です。特に、異種の活動内容であるが、同じ地域で活動する団体間で交流が生まれると、新たなニーズの発見もあり、より質の高い市民サービスへとつながります。

「交流の場」には、行政も積極的に参加すべきですが、団体間のみでの「交流の場」も、市民団体ならではの方針や問題点を話し合う場として有効であると思われます。

また、「交流の場」は、行政が市民団体のニーズを把握する場ともなり得ます。

### (3) 市民参画機会の充実

従来、市民や市民活動団体との協働事業においては、行政が企画立案し、事業を推進しています。

しかし、このようなやり方では、必ずしも市民や市民活動団体のニーズを反映した市民サービスを提供しているとはいえません。そこで、今後は企画提案の段階から市民や市民活動団体に積極的に参画してもらい、様々な意見や要望を取り入れた事業を企画し、それぞれ力を合わせて事業を推進することで、より質の高い市民サービスを提供します。

#### ① 市民活動団体による事業の提案〈協働推進シート6 (P. 39 参照)〉

市民や市民活動団体などが積極的に市政に参画するためには、企画提案することも重要です。アイデアを持ち寄り、ストックし、次のステップへ進むためには、次のような取組みが必要です。

##### ア 市民や市民活動団体が事業提案を出来る制度、窓口の確立

- ・ 担当窓口の確定
- ・ 提案様式の確定
- ・ 提案に関する要綱等の作成

##### イ 市民や市民活動団体が事業提案を出来ることを周知徹底

- ・ 庁舎、市民センター、公民館等に掲示場所の確保  
(事業提案、協力者募集等の案内)
- ・ ガイドブック、機関紙の配布
- ・ ホームページ、広報紙、ケーブルテレビの活用

##### ウ 市民や市民活動団体が事業提案を発信する場を創造

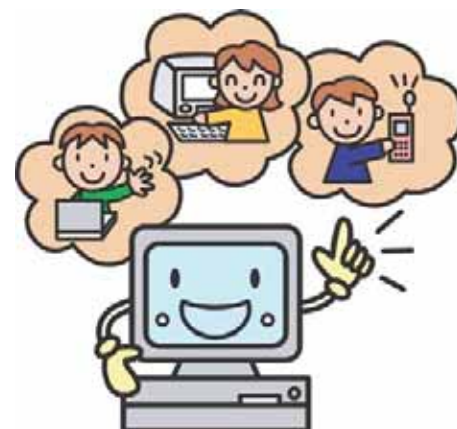
- ・ 庁舎、市民センター、公民館等に事業提案用紙、意見投書箱を設置
- ・ ホームページ、市広報で事業案件の公表、意見募集
- ・ ホームページにQ&Aコーナー、掲示板等を設置
- ・ シンポジウム、研究会、勉強会の開催

##### エ 市民や市民活動団体の企画力の育成

- ・ 『3 協働のための人材育成 (2) 市民の人材育成』参照

##### オ 事業提案を早期に集約し、問題点を克服し、実行に移すシステムの整備

- ・ 提案事業を審査する協働事業審査・評価委員会を設置(関係機関担当者及び公募市民で構成)
- ・ ヒアリングの実施(質問、相談、アドバイス等)



- ・ 公共性診断カルテの使用
- カ 情報発信（公表）の方法の確立
- ・ 協働事業提案台帳（採用、不採用を問わず提案事業を登録）を作成。検索システムを構築
  - ・ ホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等で公表
  - ・ 庁舎、市民センター、公民館等の掲示板へ掲示

② 市民からの意見や質問のデータベース化による情報活用〈協働推進シート7(P. 40 参照)〉  
市民からの意見や質問はできるだけ早期に解決し、市民活動団体や行政の共有情報とし、活用することは極めて重要です。何より一つ一つの意見や質問をニーズとして捉えることが、市民サービスの改善や向上につながります。実際に情報を活用するためには、次のような取組みが必要です。

ア 意見や質問をデータベース化し、容易に検索、閲覧できるようにする。

- ・ 電子媒体の協働事業提案台帳を作成（市のホームページとリンクし即時検索に対応）
- ・ 紙ベースの台帳を作成（デジタル情報取得が困難な市民活動団体が活用）→閲覧コーナーを設置

イ 意見や質問に対してどのような対応をし、対策を講じたか、情報公開をする。

- ・ ホームページ、広報紙で公開
- ・ 各公共施設の掲示板等に掲示

市民からの意見や質問を受けるのは、市民活動団体、行政（広報公聴課、協働推進スタッフ、各担当課）など様々です。例えば、市民活動団体であれば、意見や質問の内容により行政と連携して対応しなければならない問題や、各団体で解決できる問題もあります。行政と連携する必要があるときは、協働システム推進チームのサポートを受けながら協働推進スタッフを行政の窓口として調整し、各団体内で解決したときは、協働推進スタッフに情報として提供します。

また、行政内部に関しても同様で、意見や質問については、どのような対応をしたかに関わらず、最終的には協働推進スタッフの意見・質問情報データベースに蓄積することをルールとし、情報の活用に努めます。

ここでいう情報の活用とは、「気づき」のツール（道具）として、共にまちづくりを進めていくための活用であり、個人情報に関することなど多分にデリケートな要素が含まれてくることも予想されるため、その取扱いには最大限の留意が必要です。

### 3 協働のための人材育成

今までの市民と行政の関係は、行政はサービスを提供する側、市民はそれを受ける側といった形態が中心でした。協働を進めていくには、これまでのお互いの認識を改め、共に進んでいく関係へと変わる必要があります。

(1) 行政の人材育成 〈協働推進シート8 (P. 41 参照)〉

行政として協働に取り組むために、職員は次のように変わらなければならないと考えます。

① 協働を身近に感じる職員の育成

日常の事業において市民との協働が可能なのか、協働するにはどういった方法が一番適しているのかといった視点で捉え、協働を事業推進の選択肢の一つとして柔軟に取り入れることができる必要があります。

## ② 現場対応型職員の育成

多様な人々が協働によって共通の目的を達成していく過程では、様々な障壁が考えられます。摩擦を回避するだけでなく、市民と行政が互いに理解し合い、開かれた場でひとつの結論へと意見を取りまとめるためには、コミュニケーション能力、コーディネートできる能力を持った現場対応型の職員が求められます。

職員の意識改革のために、以下のことに取り組みます。

### ア 職員研修による意識向上

事業を協働の視点で捉える目と、他課や市民と連携していく力を養うため、全職員対象の研修を行います。受講形式の研修だけではなく、協働事業の事例発表形式などを取り入れることで、発表者が事前の準備段階に事業の見直しができるなど、また研修を他課との情報交換の場としても利用できます。

### イ 協働の手引書の作成と活用

職員としての役割を認識して、市民活動の自主性を盛り上げていく企画力やデザイン力といった、より良い協働に必要なポイントを掲載した協働の手引書を作成し、事業に対して協働の視点で考える意識を浸透させ、また、協働事業を進める職員の指導書として活用します。

### ウ 職員人材バンク制度

行政内でワークショップなどの市民参画手法の活用経験を持つ職員を登録して、協働事業におけるワークショップ運営などの支援を行ったり、派遣（ショートステイ・ワークステイ制度）するための人材バンク制度を設けます。

### エ 職員再任用制度の活用

再任用職員による支援グループを組織し、行政経験の中で培ったノウハウを活用することで、協働事業の進め方や会議の運営方法等について相談やアドバイスなどの支援を行います。

## (2) 市民の人材育成〈協働推進シート9（P. 42 参照）〉

行政が今までの行政主導型の運営を反省し、まちづくりには市民の意向が不可欠だと考えても、市民から理解や共感を得られなければ協働は進みません。市民一人ひとりがまちづくりの一端を担っているという意識を広めるため、次のような取り組みを行い、市民活動へのきっかけづくりや市民活動団体の組織強化に努めます。

### ① 啓発

協働推進講習会、協働推進出前講座、講演会、協働推進イベントなどの催し物を開催し、先進事例などから、その手法や意義、有効性などを紹介します。

また、インターネットを活用し、市民参加型ホームページを運営します。協働Q&A、協働掲示板、協働チャット等も啓発の一助とし、より市民参加が期待できる環境づくりにも配慮します。

② 養成〈協働推進シート10 (P. 43 参照)〉

ア ボランティア養成講座

ボランティア活動に興味を持った人を対象に、活動の基本や心構えなどをレクチャーする初級コース、さらに一歩進んで実際の活動に参加する上級者コースなど幅広く設けて、協働を担える「人」を養成します。



ボランティア養成講座 (社会福祉協議会)

イ NPO養成講座

ボランティア講座を受けた人や地域で活動していた人などに対して、NPO法人の設立手法をはじめ実際の社会への寄与の手法などを講習することで、協働を担える「団体」を養成します。

ウ 協働リーダー・協働コーディネーター養成講座

行政と市民活動団体、テーマ型市民活動団体と地縁型市民活動団体などの間のつなぎ役としての役割を期待でき、地域における課題解決の中心となる協力者を養成します。やりたい人だけではなく、本当に必要な人の参加を調整できるような能力の習得をめざします。協働勉強会などでは、学識経験者と市民とのパイプ役としての活躍も期待します。

エ シニア協働リーダー養成講座

協働事業の担い手となる地域の高齢者を養成します。こどもの安全を守るための通学路の巡回、声掛けなどが具体的な活動例として考えられます。

オ 学生協働スタッフ養成講座

大学(和歌山大学サテライトなどが考えられる)などの教育機関と連携し、大学生と行政により協働事業を実施し、研究対象とします。有効性が発揮できれば、官・民・学による連携や協働が実現します。

③ 教育〈協働推進シート11 (P. 44 参照)〉

学校教育の現場で、総合的な学習の一環として子どもたちが協働について学ぶ機会を設け、小中学生中心による協働事業を企画し、「こども協働事業」を実施します。中学校では職場体験学習も行われており、ひとつの実施形態としての利用も考えられます。これからの社会において、協働が当然そこにあるべき日常のひとつとなることを目指します。具体的な活動例としては高齢者宅への訪問、声掛けなどが考えられます。



こどもたちによる清掃美化活動 (ファミリーロード)

④ 人材発掘〈協働推進シート12 (P. 45 参照)〉

まちづくり、ボランティア、協働、市政などに興味のある個人や専門性を持った個人からの申請を登録できる「まちづくり協働人材バンク」をつくります。同じ目的の仲間を見つけたり、イベントを紹介することでネットワークを拡大し、市民活動団体の誕生に至る下地作りをめざすとともに、コーディネーター役を担える人材が生まれる環境づくりに寄与します。

## 4 活動支援の充実

市は、市民活動団体に対して様々な金銭的支援を行っています。しかし、一度予算化されると前例踏襲主義などで時代やニーズに合うような更新ができず、事業が固定化してしまいがちです。

そこで、これからは企画提案等の公募の手法を取り入れ、既存事業の見直しや新たな支援事業の発掘を行い、より効果的に市民活動を財政的に支援していく必要があります。

また、金銭的支援だけでなく、行政がもつ様々な資源（物質的なものに限らず、情報提供等を含む）を活用して、市民活動を支援することも重要です。

### (1) 金銭的支援

#### ① 交付型支援

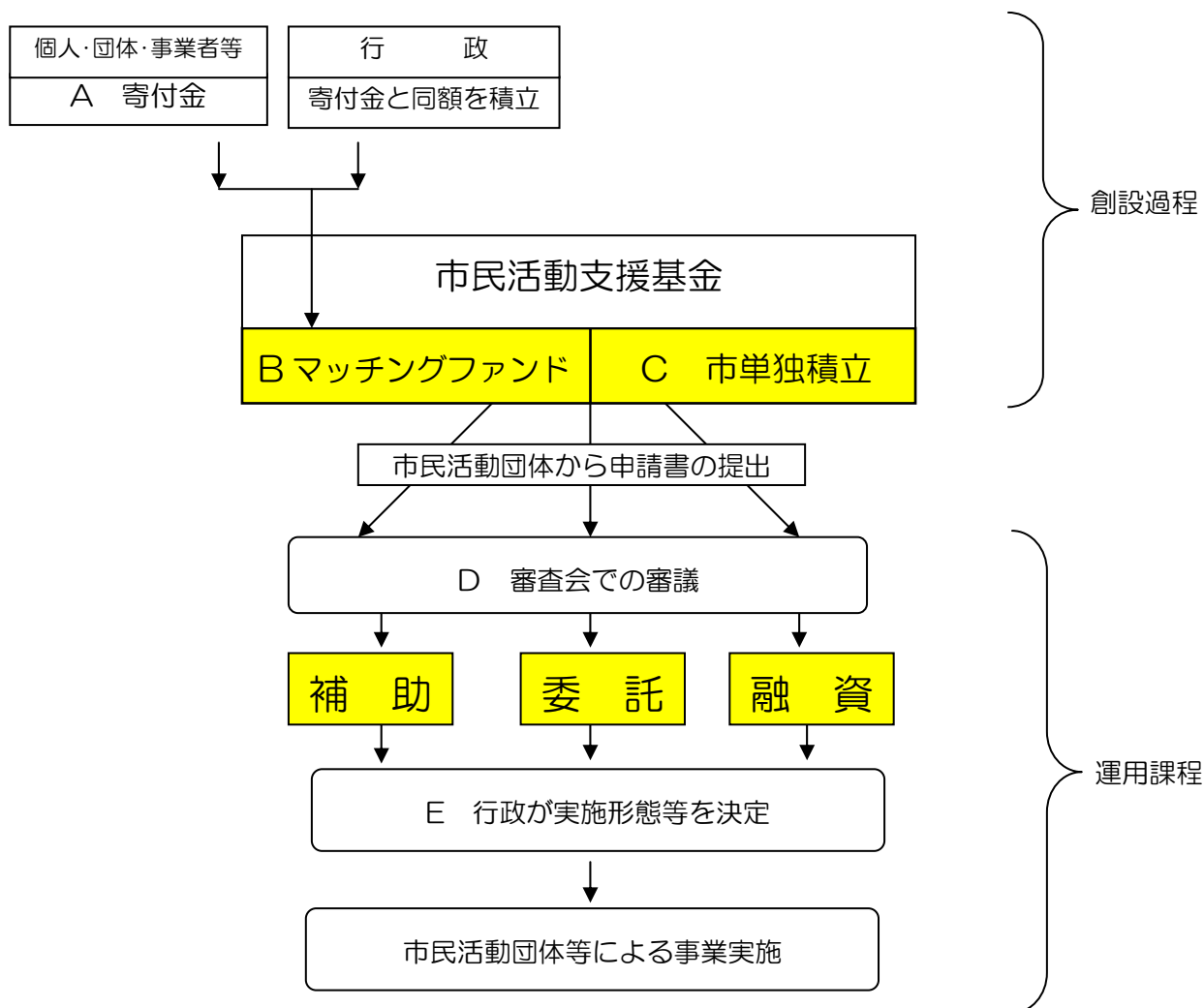
交付型支援として主に以下の3つが考えられます。

	補 助	委 託	融 資
根 拠	地方自治法第 232 条の 2（寄附又は補助）	地方自治法第 234 条（契約の締結）	—
事業実施主体	補助を受けた団体	委託元の市	融資を受けた団体
領域・分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>先駆的、開拓的な事業分野</li> <li>民間活動の育成が必要で、投資効果の見込める領域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本来行政が責任を持って取り組むべき領域</li> <li>住民の最低限の生活に必要な公共サービス領域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助や委託の条件には該当しないが、行政がある程度関与すべきと考えられる活動</li> </ul>
市民活動団体の参入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政が特定の民間団体に資金を提供する合理性が存在すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政を上回る専門性や能力を有すること</li> <li>行政に準ずる事務管理能力</li> <li>守秘義務の実行能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資額を滞りなく返済できる財政基盤を備えていること</li> <li>過去に活動実績があること</li> </ul>
事業の成果	補助を受けた団体に帰属	委託元である自治体に帰属	融資を受けた団体
事 例	町会、市民協等	施設清掃委託等	中小企業への融資

参考：ガバナンス 2002, 3

※ 市民活動支援基金 〈協働推進シート 13 (P. 46 参照)〉

交付型支援の財源確保の手段の一つとして「市民活動支援基金」の創設と運用が考えられます。



#### ア 創設過程のキーワード

##### (ア) 寄付

用途を市民活動支援に限った寄附金制度を設け、寄付者の指定する分野に支援金が流れるシステムを構築します。そのため、市民、行政等が協力して募金キャンペーン等を実施し、広く地域社会に基金設立の意義、基金による支援活動の重要性を訴え、地域内外から持続的に寄付を募る必要があります。

##### (イ) マッチングファンド

個人、事業者、行政等が資源を持ち合い、規模の大きい活動を実現させるために協力して資金を提供しあう制度です（産学連携キーワード辞典より）。1年間に個人、団体、事業者等から寄せられた寄付金と同額を市が積み立て、基金の財源の一部とします。個人、団体、事業者等と行政がお互いに資金を出し合うことから、マッチングファンド自体が「協働」の一形態とすることができます。

##### (ロ) 市単独積立部分

基金設立当初は安定した運用を目指すために、一定期間、市費を積み立てます。将来的

にはマッチングファンド方式で基金の充実をはかります。

#### イ 運用過程のキーワード

##### (7) 審査会

申請書を提出した市民活動団体による企画のプレゼンテーションを通して、基金による支援先や、補助金、委託、融資等の実施形態等についての審査、検討をします。審査会は市民活動団体の代表、事業者、学識経験者、公募で選ばれた市民、行政等で構成します。  
(後述の6 事業の審査・評価制度の確立 (1)②協働事業審査・評価委員会と連携)

##### (1) 実施形態の決定

審査結果を踏まえ、行政が実施形態を決定し、市民活動団体へ通知の上、支援を行います。

#### ② 減免型支援

##### ア 寄付金控除

個人や法人が基金へ寄付をすると、所得税法、法人税法、地方税法に基づいて税制が優遇されます(所得税法78条、法人税法81条の6、地方税法第34条第1項第5号)。

##### イ 施設使用料等減免制度

会議等で市内の公共施設を使用する場合に使用料の一部又は全部を減免します。

#### (2) 物質的支援

市民活動団体や行政間で貸出可能な備品や不要消耗品を登録し、相互貸与を行います。

#### (3) 人材紹介型支援

活動にあたって、他分野で活動する団体のノウハウや経験、関連団体の協力が必要な場合に登録ボランティアや団体等を紹介し、活動充実のためのサポートを行います。

#### (4) 情報提供型支援

行政が協働に関する情報を一元管理し、団体が必要とする情報を提供していくとともに、情報の相互交換を進めていきます。

#### (5) 信頼付与型支援

市と共催することや市が後援することによって団体の活動に信頼性を付与します。

#### (6) コーディネート型支援

市民の活動に対して企画立案のアドバイスをし、市民活動をコーディネートしていきます。

#### (7) その他

(1)から(6)以外で、行政の立場から事業協力できる部分は積極的に行います。

## 5 活動の拠点づくり

#### (1) 既存施設・組織の活用〈協働推進シート14(P.47参照)〉

既存施設の利用は、活動を行うにあたっての会議や実施事業に利用している市民活動団体が多くあります。従来から市民が集い活用されている場所ですが、特定の限られた市民の利用に止まってしまっているはいけません。そこで、各施設は現在の施設が市民のニーズにあっているのか、活動の拠点として利用しやすくなっているのかなど、施設内を再点検し、施設の性格を踏まえなが

ら広範な市民と行政、市民同士のコミュニティを育む施設へと転換することにより、協働事業の推進を図る「集いの場」として一翼を担う施設づくりを進めることが必要です。

#### ① コミュニティセンター（公民館、図書館、女性センター、市民センター等）

各施設は、多くの市民が協働に対し意識を深め、興味や関心をもち活用しやすい施設づくりを進めるために次のような取組みが必要です。

##### ア 施設の再点検

まず、各施設は来訪する市民の視点に立って、活用しやすい施設であるか施設環境の再点検を行うことが必要です。そこで出た問題箇所についてはすぐに出来ることから改善をします。例えば、情報紙は目のつきやすいところにあるのか、案内板はわかりやすいのか、貸室の備品、器具等に故障や破損がないのか等の再点検が必要です。市民、市民活動団体が活動の拠点として利用しやすく、また、不満の少ない施設にすることが重要です。

##### イ 施設の活用

施設の活用にあたっては、市民と行政が事業活動の中でお互いに協働意識を深め、施設を活用しやすくすること、また、施設の利用状況の公表や活動情報の発信を行うことで他の利用者団体との連携を促し、更なるステップアップの場、集いの場としての活用が必要です。

#### ② ボランティアセンター（社会福祉協議会運営）

これまで市内での協働事業の情報等は、関連する課で止まってしまうことが多く、共有や連携が難しく、ボランティアセンターまで届いている情報は少ないのが現状です。中間支援組織として活動し、様々な支援を行っているボランティアセンターは、行政の持つ情報や考えについてもっと求めています。情報の共有はもちろんのこと、ボランティア団体や市民からの意見や苦情も多様化・高度化し、市民ニーズにきめ細やかに対応していくためにも、連携を深めることが重要です。



ボランティアサロンでの交流（ボランティアセンター）

#### (2) 市民活動サポートセンターの設置〈協働推進シート 15 (P. 48 参照)〉

本市では、福祉分野においては、地域組織やボランティアによる活動が活発で、その活動を支援する体制も、ボランティアセンターで強化されてきていますが、それ以外の分野での活動が十分に把握されておらず、支援体制も整っていません。

幅広い市民活動を支援するために、市民に最も身近な担当窓口として、市民活動相談機能、情報の収集や提供を始め、以下の役割を果たす「市民活動サポートセンター」を設置します。

#### ① 市民活動サポートセンターの役割

##### ア 市民活動の相談窓口

ボランティア活動、市民活動に関する様々な相談を受け付ける。

##### イ コーディネーター的な立場での連絡、調整

市民と行政、団体同士、行政の複数の部課に関連するような課題を解決できる連絡調整機能を持つ。



ウ 情報の収集と提供、発信

ボランティア活動、市民活動に関する情報を収集し、各団体へ提供したり、インターネットや紙面で市民へ発信する。

エ 市民、市民活動団体、NPOなどの交流の場

市民や市民活動団体、NPOなどの横のつながりを持つきっかけとなるよう、交流の場として機能する。

オ 講座などの企画、開催

入門講座、体験ボランティア、テーマ別講座、リーダー養成講座などを企画し、開催する。

カ イベントの開催

ボランティア活動、市民活動の推進や団体のPR、応援のため、各種イベントを開催する。

キ 人材バンク

法律や会計、環境や福祉まちづくりの専門家など、市民活動団体の活動に必要な専門情報を提供する。

ク NPOの育成

NPO設立の相談や支援、入門講座の実施、運営サポートを行う。また、NPO法人格を取得するために必要な支援を行う。

ケ 活動スペースの提供、機材の貸出、相互貸与

会議室、事務や印刷などをする作業場の提供、また、印刷機、コピー機、紙折り機、パソコンなど、高価で団体で持つのが困難な機材の貸出をしたり、団体同士で機材の貸し借りができる。

コ 参考図書や関係資料の設置

ボランティア、市民活動に関する参考図書や関係資料を設置する。

② 開設準備協議会や運営委員会の設置

サポートセンターの設置や運営は、利用する市民や市民活動団体の意見が十分に尊重される方法をとることが大切です。そのため、開設には、ボランティア活動や市民活動の推進のあり方の検討、サポートセンター実現のためのルールづくりをする「開設準備協議会」を、また、開設後の運営を検討・決定していくための「運営委員会」を設置し、市民との協働による開かれたサポートセンターを目指します。

ア 開設準備のために…

(ア) 「(仮称)市民活動サポートセンター開設準備協議会」

市民活動サポートセンター実現のために、開設時期、運営体制、設備などの基本的ルール作りを行う。

実際に活動している市民、学識経験者、担当課などで構成。

イ 運営のために…

(ア) 「(仮称)市民活動サポートセンター運営委員会」

管理運営に当たっては、広く市民や活動団体の参画を得る必要がある。

すべての活動団体の代表者が参画すると委員会が形骸化する恐れがあるため、委員につ



いては分野ごとに選出する。

実際に活動している市民、学識経験者などで構成。

### ③ 中間支援組織の育成、支援

運営にあたっては、市民活動をよく理解し、活動の支援について知識や経験を持つスタッフを配置して、利用者の意見を反映した、使いやすい施設づくりをすることが必要です。もちろん、市民と行政が協働して行うことがふさわしいですが、当初は公設公営で、協働推進スタッフが主導で行う必要があると考えます。

しかし、市民活動に対して行政が直接支援を行うと、行政への依存が強くなり、市民活動の自立性を損なう恐れがあります。自由で活発な活動を推進するためには、中立的な立場から協働のまちづくりを支援する中間的な人材、組織が必要です。こうした中間支援組織を育成、支援し、将来はサポートセンターを運営できることが最良であると考えます。また、中間支援組織には、地域やテーマごとに活動する市民活動団体の情報や課題を集約、調査研究し、市政に対して提案、提言する市民と行政のつなぎ役の機能も期待されます。

## 6 協働事業の審査・評価制度の確立

協働事業の審査・評価は、より良い協働のあり方を見極め、事業の目的が達成されたかどうかや、より効果的なサービスが提供できたかなどを評価するとともに、事業実施の経験を蓄積し、次の施策に反映させ、市民生活の向上を目指し市民の信頼に添えていくために行います。将来的には、公平で客観的な評価である第三者評価機関「協働事業審査・評価委員会」を設置し、事業の審査と評価を一つの枠組みの中でとらえる仕組みを整えることが必要です。

### (1) 協働事業の審査

#### ① 公共性診断カルテの実施〈協働推進シート 16 (P. 49 参照)〉

新行財政改革大綱のサブテキストとしてまとめられた「公共性診断カルテ」を実施し、①行政サービスの公共性、②行政関与の妥当性、③実施主体の妥当性、④受益者負担の妥当性の観点で踏まえながら、「診断カルテからの協働事業にかかわる判定内容」(P. 30 参照)を用い、診断カルテにおける結果がどの象限に位置するかで、協働の担い手や形態についての方向性を図ることができます。また、市民や行政内部から提案のあった協働事業についても、「公共性診断カルテ」を用いてその事業の特性などを見極めます。

#### ② 協働事業審査・評価委員会〈協働推進シート 17 (P. 50 参照)〉

提案された事業案が協働事業に適しているかを判定します。協働事業として認定されなかった事業は、協働事業台帳に非認定事業として記載し、提案者に報告します。協働事業として認定された事業は、協働相手を募集し、事業に即した形態を審査します。審査は、アンケート、関係者の意見、応募相手の資金力や実績等を総合的に判断することが必要です。公募による市民を委員会の構成員とするだけでなく、提案から事業決定までの過程を情報公開し、委員会の透明性を高めることが大切です。また、この委員会は、市民活動支援基金の管理も行います。

(2) 協働事業の評価〈協働推進シート 18 (P. 51 参照)〉

① 評価視点

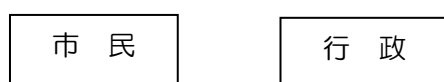
協働事業の評価では、協働事業による事業目標の達成度や有効性、効率性だけでなく、協働の形態や協働の相手方の審査方法、責任所在、費用負担が適切かどうかや、協働事業により市民がどの程度満足しているかなどを知る必要があります。

② 評価方法

評価主体としては、市民、行政、受益者、第三者機関があり、事業の計画や実施の各段階で評価し、公表します。評価結果によっては、計画を見直すことや、必要により、新たな協働相手の選定や事業形態の変更も含めて柔軟に対応します。

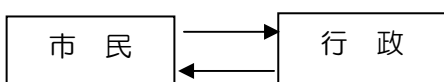
ア 主体ごとの評価→以下の評価方法を時期によって使い分けていきます。

(ア) 自己評価



(市民と行政がそれぞれ自己評価)

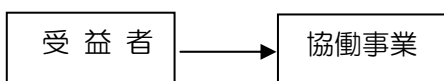
(イ) 合同評価



(市民と行政と一緒に評価)

※ 合同評価とは、事業を市民と行政がお互いを評価し、一緒に評価することを指します。

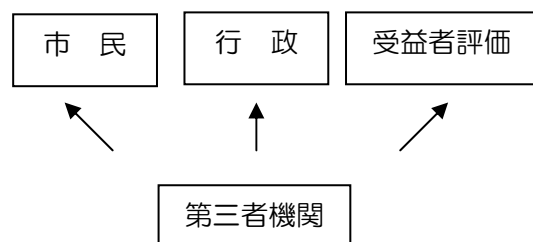
(ロ) 受益者評価



(受益者(市民)が事業を評価)

※ 受益者評価とは、アンケート等による評価を指します。

(ハ) 第三者機関評価



(第三者機関による客観的で公平な評価)

※ 第三者機関とは、「協働事業審査・評価委員会」を指します。

イ 時期による評価→以下の評価方法、目的、基礎評価項目で評価します。

事業評価シート（P. 31・32 参照）

	評価主体	評価方法	目的	基本評価項目
事前評価	市民 行政	チェックシートによる 自己評価・合同評価	事業計画の 内容を審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協働のルール               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主性</li> <li>・相互理解</li> <li>・情報共有、公開</li> <li>・目的、役割分担明確化</li> </ul> </li> <li>○協働選択の是非               <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果と弊害</li> </ul> </li> <li>○事業の有効性、効率性               <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果</li> </ul> </li> <li>○役割分担、責任所在               <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用負担の妥当性</li> </ul> </li> </ul>
中間評価	市民 行政	チェックシートによる 自己評価・合同評価 (長期事業の場合は数回)	事業内容を 審査、軌道修正	
事後評価	市民 行政 受益者(市民) 第三者機関	チェックシートによる 自己評価・合同評価  受益者(市民)による評価  第三者機関による 公平で客観的な評価	次の事業計画に反映 結果の公表 協働事業台帳の作成 検索システムに反映	

### ③ 評価の活用

評価結果については、その結果をもとに問題点や改善方法を市民活動団体、行政、第三者機関で考慮し、次の事業計画に反映するものとします。

また、協働事業台帳を作成するとともに、各種検索システムに反映させ、今後の協働事業の実施時に利用するものとします。

そして、協働事業により多くの住民の声を反映するためにも、その結果すべてをホームページや広報紙、機関紙といったものを活用し、公表するものとします。

様式 1 (1 年目)

協働事業台帳 (            年度)

記入者 \_\_\_\_\_

事業名		事業分野	
担当課		関係課	
事業の形態		協働の相手	
事業期間	月～ 月	事業開始年度	年 月
(うち、協働にかかる経費)			
事業の経費	財源		
	内訳		
事業内容	事業の目的、目標など…		
事業のきっかけ	①既存事業の見直し ②提案 ③国・府制度 ④その他 (            )		
	これまでの経過		
協働内容	協働の理由、目的、目標など…		
それぞれの役割	市民		
	行政		
課題・問題点			
課題・問題点に対する取組み			
今後の方向性			

事業名		事業分野	
担当課		関係課	
事業の形態		協働の相手	
事業期間	月～ 月	事業開始年度	年 月
(うち、協働にかかる経費 )			
事業の経費	財源		
	内訳		
昨年度の実績結果 (事業評価シート 添付)	事業、協働の目的、目標に達する達成度…		
	主なトラブルとその対応…		
	公開の結果 (公開の手段、時期、反応等) …		
それぞれの 役割	市		
	行政		
課題・問題点			
課題・問題点に対 する取組み			
今後の方向性			

# 市民活動団体シート

活動分野

(下の※から選んでください)

① 団体名

② 会員数

③ 活動開始年

④ 活動内容 (活動の目的)

⑤ アピールポイント (活動実績経験など)

⑥ 入会条件

⑦ ホームページアドレス

⑧ 活動日

⑨ 活動場所

⑩ 会費

※活動分野

- 1 環境・自然    2 福祉    3 安全    4 文化・スポーツ    5 こども
- 6 男女共同参画    7 国際協力    8 平和・人権    9 まちづくり    10 その他

《登録に必要なもの》

- 代表者名前・連絡先 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_
- 名簿 \_\_\_\_\_ Eメール \_\_\_\_\_
- 会則 \_\_\_\_\_
- 活動の内容がわかるもの ⇒⇒⇒ ⇒⇒⇒ ⇒⇒⇒ 閲覧用にしてもいいですか?  可  不可  
(冊子・しおり・チラシなど)

- 情報公開について  全て可  一部不可  不可  
一部不可の場合、不可の項目を記入 \_\_\_\_\_
- 登録経路  団体独自  \_\_\_\_\_ 課経由

## 診断カルテからの協働事業にかかる判定内容

○「行政サービスの公共性」診断カルテにおける結果がどの象限に位置するかで、協働の担い手や形態についての方向性を図ることができます。

<p><b>第2象限：必需性／私益性・個人消費性</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【担い手】 市民（行政） 市民活動団体（NPO、ボランティア団体等）</p> <p>【形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■行政からの情報発信</li> <li>■行政からの人材派遣、技術アドバイス</li> <li>■公共施設の利活用</li> <li>■市政への意見、提案、企画</li> </ul> <p>★共催事業</p> <p>◎補助金 ◎助成金 ◎負担金</p> </div>	<p><b>第1象限：必需性／公益性・共同消費性</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【担い手】 行政</p> <p>【形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■市民参加、参画の呼びかけ</li> <li>■情報集約、管理、発信、公開</li> <li>■協働事業台帳、協働事業提案台帳のデータベース化</li> <li>■審議会、実行委員会、協議会</li> </ul> <p>●庁内協働体制（協働推進チームの活用）での執行</p> <p>●職員間の情報発進、周知</p> <p>★パートナーシップ ★ワークショップ ★グラウンドワーク ★アドプトシステム</p> <p>◎各施策への協働事業予算化</p> </div>
<p><b>第3象限：選択性／私益性・個人消費性</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【担い手】 市民、市民活動団体（NPO、ボランティア団体等）、町会、地区市民協議会、事業者等</p> <p>【形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■行政からの情報発信</li> <li>■行政からの人材派遣、技術アドバイス</li> <li>■公共施設の利活用</li> <li>■市政への意見、提案、企画</li> <li>■地域人材の育成、活用</li> </ul> <p>★ラウンドテーブル</p> <p>◎行政からの融資制度</p> </div>	<p><b>第4象限：選択性／公益性・共同消費性</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【担い手】 行政（市民） 市民活動団体（NPO、ボランティア団体等）</p> <p>【形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■行政からの情報発信</li> <li>■行政からの人材派遣、技術アドバイス</li> <li>■公共施設の利活用</li> <li>■地域人材の育成、活用</li> <li>■市民への権限委譲</li> </ul> <p>★後援事業</p> <p>◎委託料 ◎資金援助 ◎ボランティア保険</p> </div>



## 事 業 評 価 シ ー ト

事業名		所属団体名	参加者名：
事業目標		担当部課	参加者名：
		関連部課	参加者名：

分類	No.	チェック項目	評価			特記事項
			事前	中間	事後	
A 市民のニーズ	1	市民ニーズが高いこと ・ニーズ把握の調査等を実施すること ・事業に市民の声を反映すること				
	2	事業目的が明らかであること ・協働の必要性、理由を明らかにし、目標を設定すること				
	3	有益な情報を収集すること ・他団体の事例から現状把握やヒントを得ること				
	4	効果の期待の高さ ・協働の効果、成果を検討すること				
	Aの評価合計					
	Aの評価平均					

B 実施団体 (行政側チェック)	1	実施団体の選定方法が適正であること ・選定について透明性を確保すること				
	2	実施団体の組織基盤がしっかりしていること ・団体の「背景・実績」及び「長所・短所」の把握 ・団体が事業遂行能力を有していること				
	3	実施事業にふさわしい相手であること				
	Bの評価合計					
	Bの評価平均					

C 計画・役割分担	1	事業や協働の必要性をお互いが理解すること ・お互いの役割分担の理解				
	2	目標がメンバー間で共有できていること ・情報公開・情報の共有はできていますか ・打ち合わせの記録を残し、共有すること				
	3	目標及び計画の実現性が高いこと ・事業計画が具体的なものであること（わかりやすい企画書を作成している） ・協働の中期ビジョン（3～5年）を検討し、問題解決後のイメージができること				
	4	事業の進み具合のチェックを行うこと ・必要な時期に打ち合わせを行うこと ・計画変更等をスムーズに実行すること				
	5	コスト（収入及び支出に要する費用）が適切であること ・コストについて協議すること ・コストの支払い方法を協議すること （受益者負担等について） ・費用対効果が高いこと				
	6	トラブル発生時の対応は迅速かつ適切であること ・トラブルの対処、役割を決定していること ・未解決事項を先送りせず、解決すること				
	Cの評価合計					
	Cの評価平均					

分類	No.	チェック項目	評価			特記事項
			事前	中間	事後	
D 達成度	1	目標に対する達成度や、新たに生じた課題や改善案についてまとめましたか ・協働の過程は順調であったか ・意見の相違が生じて、協議することで解決が図れたか ・トラブルへの対応・解決は迅速かつ適切であったか				
	2	協働により市民参加が進みましたか ・市民の満足度が向上したか ・広く市民に理解してもらえたか				
	3	目標に対しての達成度はどうでしたか ・事業の目的・協働の目的を達成できたか ・事業の直接効果・間接効果を生み出したか ・満足できる計画や役割分担ができましたか				
	4	この事業にやりがいを感じていますか ・全体的に満足できる結果であったか ・今後もこの事業を継続したいか				
	Dの評価合計					
	Dの評価平均					

チェック項目を4段階評価	
「該当する」	3
どちらかといえば「該当する」	2
どちらかといえば「該当しない」	1
「該当しない」	0

総合評価合計			
総合評価平均			

### 評価結果のまとめ

#### 【A 市民ニーズについて】

問題点	解決策

#### 【B 実施団体について】

問題点	解決策

#### 【C 計画・役割分担について】

問題点	解決策

#### 【D 達成度について】

問題点	解決策

#### 【次年度について】

問題点	解決策

## 協働推進シートについて

1. 協働推進シートとは、第3章に記述された事業をイメージ化したものです。
2. 事業実施にあたっては、協働推進シートをベースに、市民と行政にとってより良い協働推進システムの構築を目指します。
3. 事業構築にあたっては様々な課題、問題等が考えられます。またより良いシステムを構築するにあたり、提案等も考えられます。現時点で考えられることは、「4 課題・提案等」に記述しています。

協働推進シート1

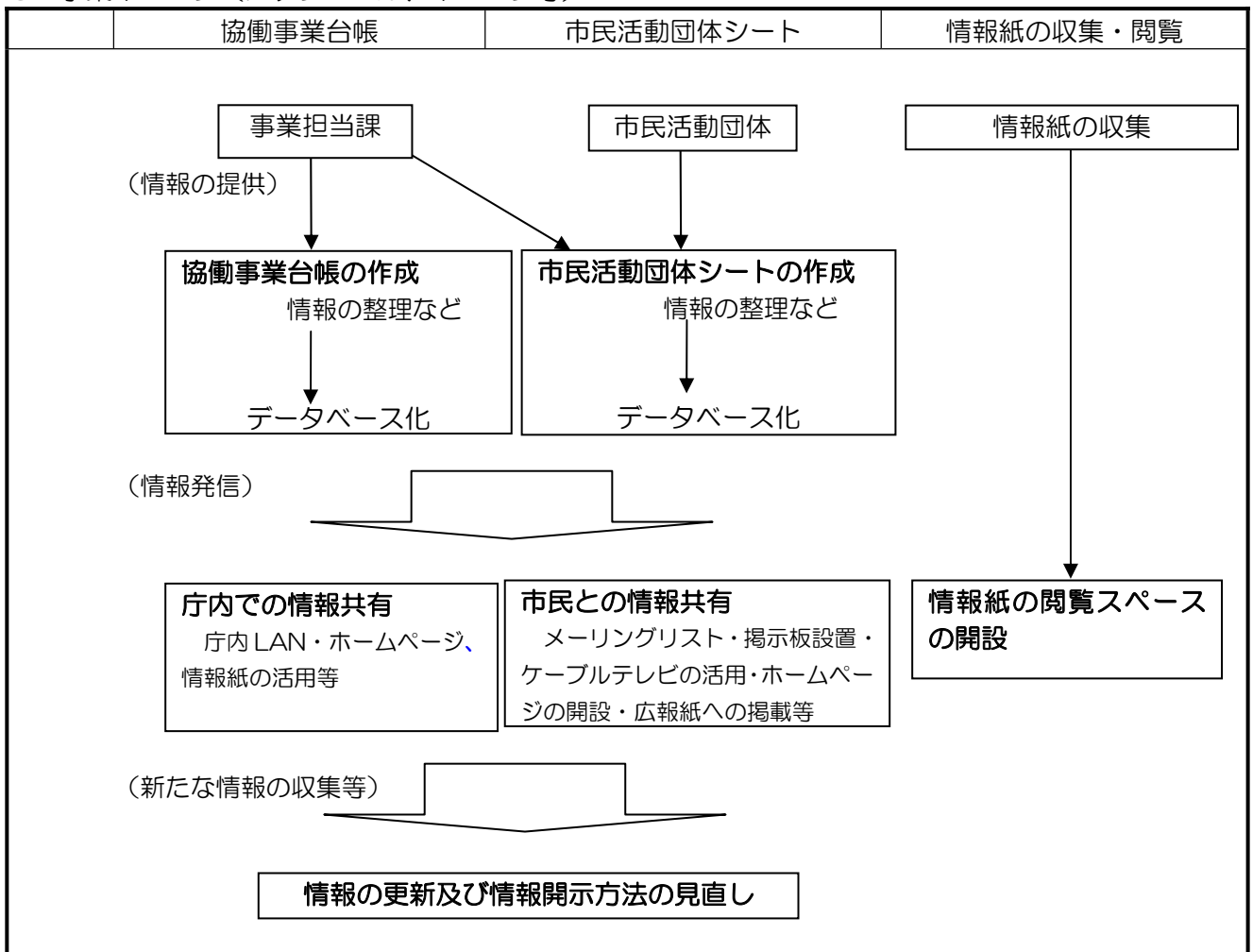
事業名	情報の共有
-----	-------

1 実施主体

	担当課	サポート課	その他の主体
	企画課（協働推進スタッフ）	事業担当課	市民活動団体

2 事業概要（P. 12 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題・提案等

課 題	内 容
市民活動団体シートの公表	代表者名などの個人情報の取り扱いについて
情報共有全般について	①定期的な情報の更新が必要である ②独自の「協働キャラクター」を定め、親しみやすい環境を作る
協働事業台帳・市民活動団体シート 閲覧、情報紙収集	閲覧スペースの確保
ネットによる情報共有について	ネット環境の整備が整うか

協働推進シート2

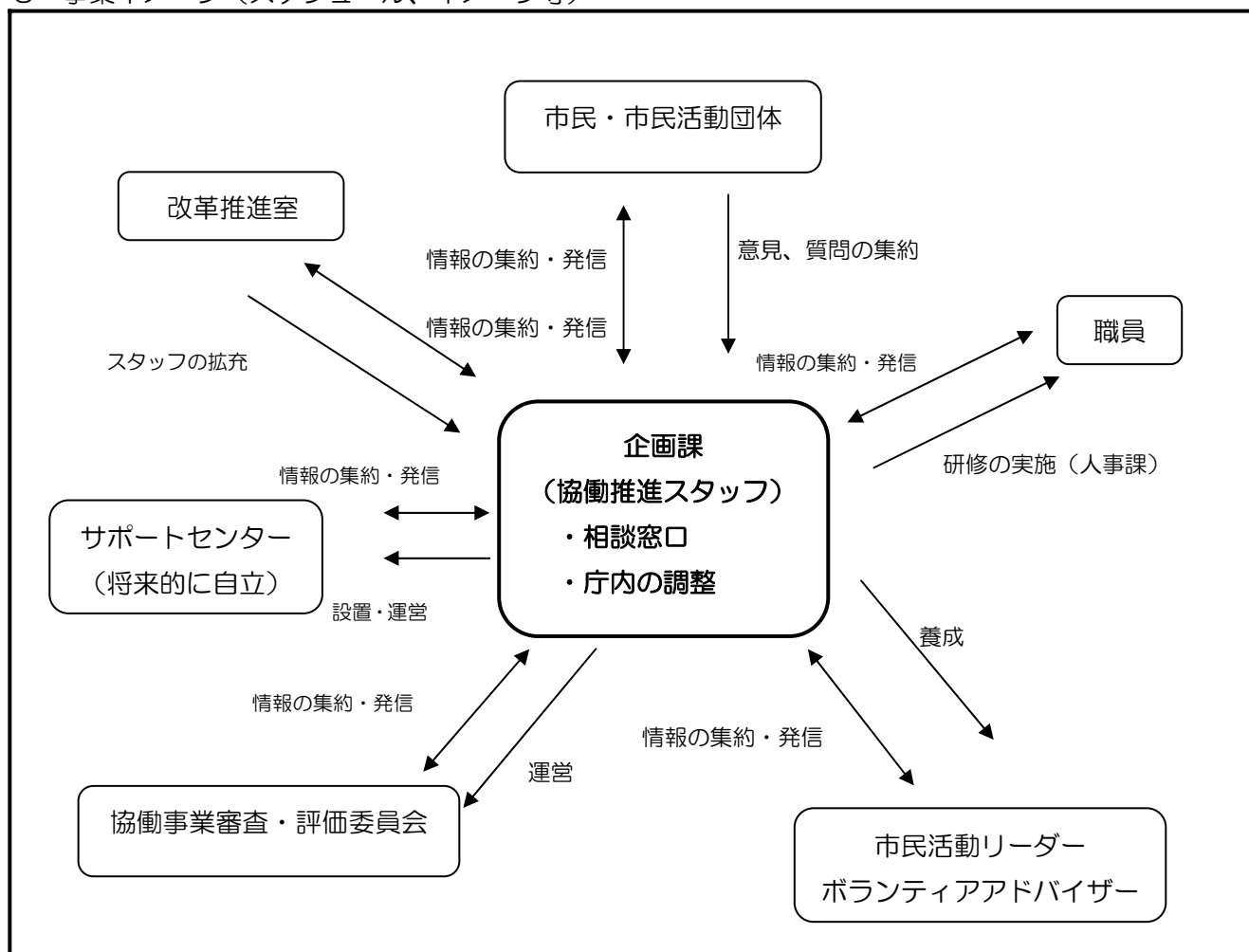
事業名	協働推進スタッフの拡充
-----	-------------

1 実施主体

	担当課	サポート課	その他の主体
	企画課（協働推進スタッフ）	改革推進室 人事課 広報公聴課 情報政策課	

2 事業概要（P. 13 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等

課題	内容
実施主体	将来、中間支援組織に移行し、自主的に行われるのが適当なものもある

協働推進シート3

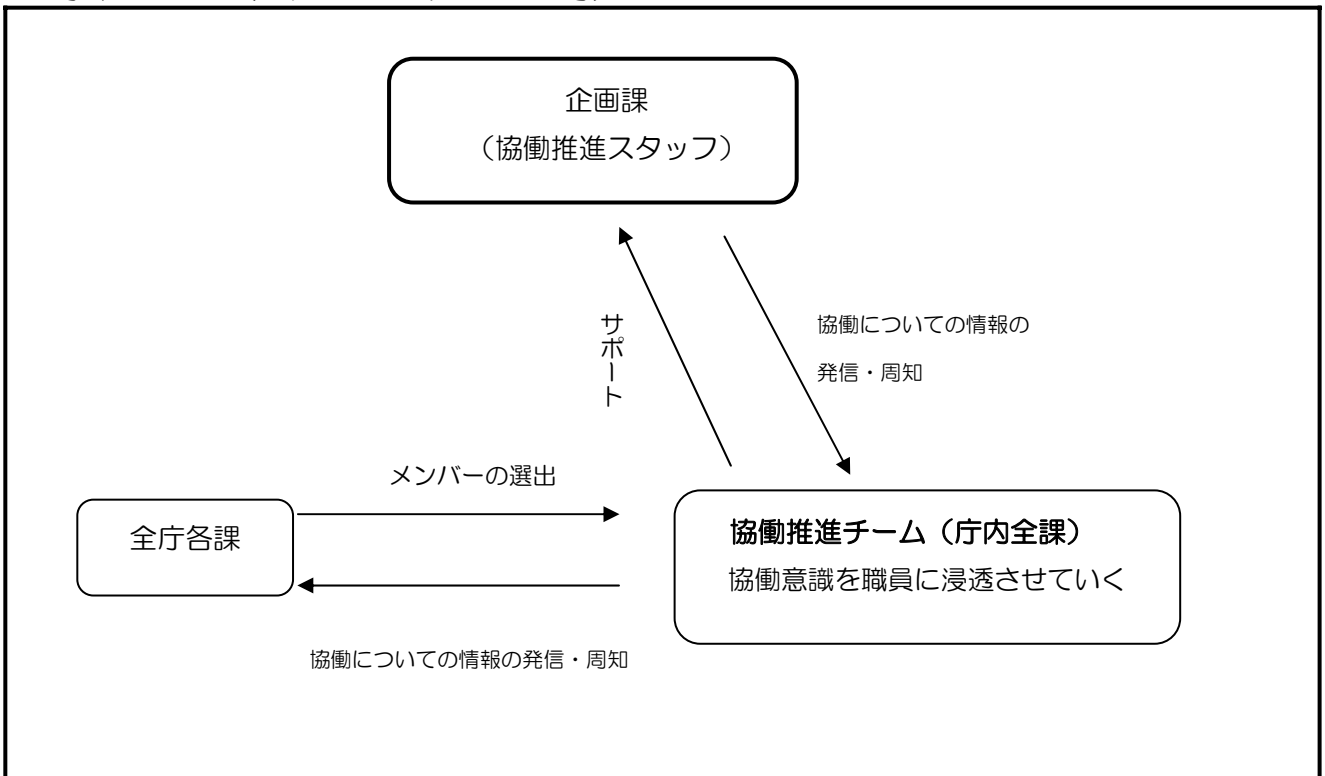
事業名	協働推進チームの設置
-----	------------

1 実施主体

	担当課	サポート課	その他の主体
	企画課（協働推進スタッフ）	庁内全課	

2 事業概要（P. 14 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等

課題	内容
メンバーの選出	異動による偏りや空白の課が出ないように考慮や、バランスのとり方が重要

協働推進シート4

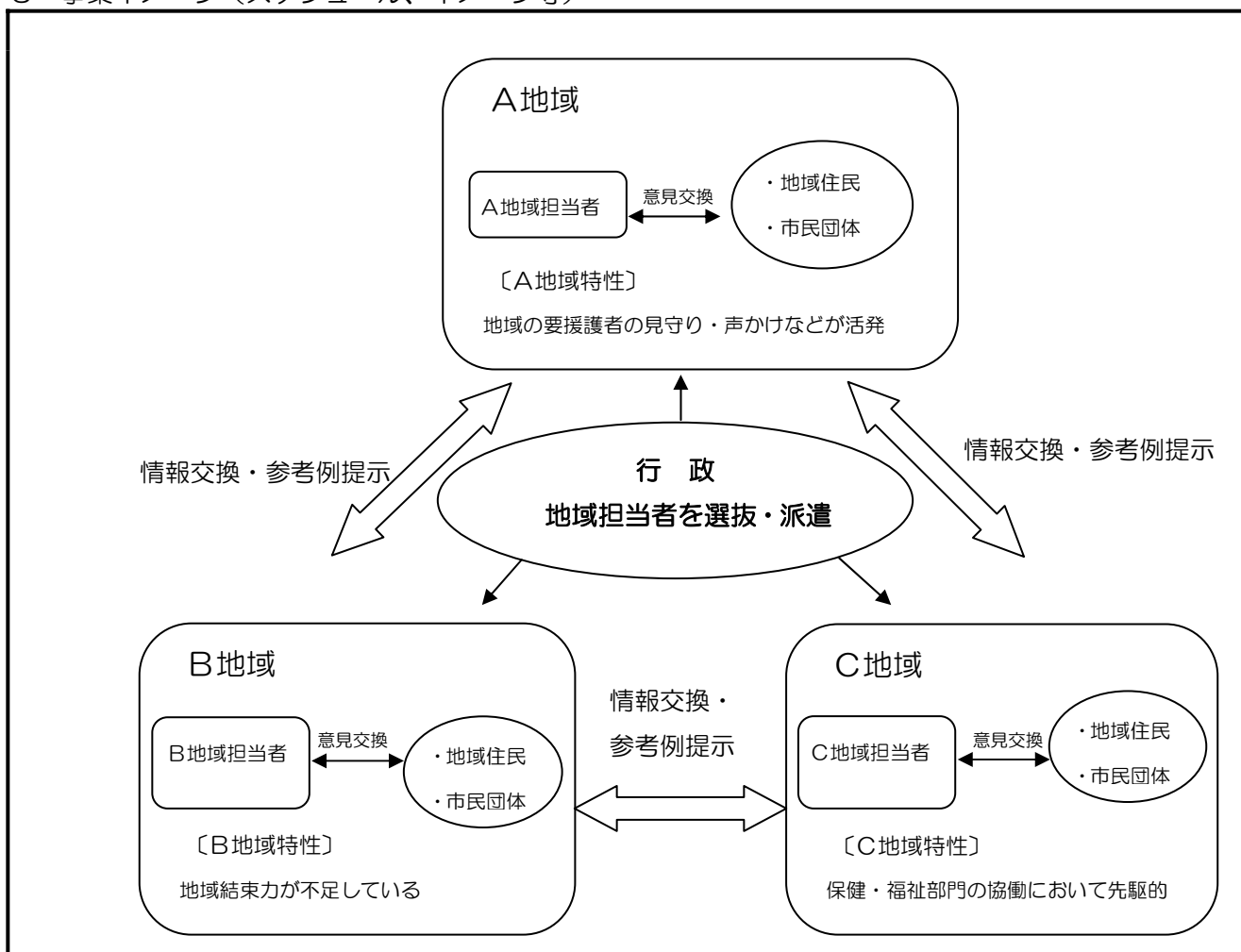
事業名	地域担当制の導入
-----	----------

1 実施主体

	担当課	サポート課	その他の主体
	企画課（協働推進スタッフ）	自治振興課	地域住民・市民活動団体

2 事業概要（P. 14 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等

課題	内容
達成時期	現時点で全庁的に地域担当制を敷くことは困難である

協働推進シート5

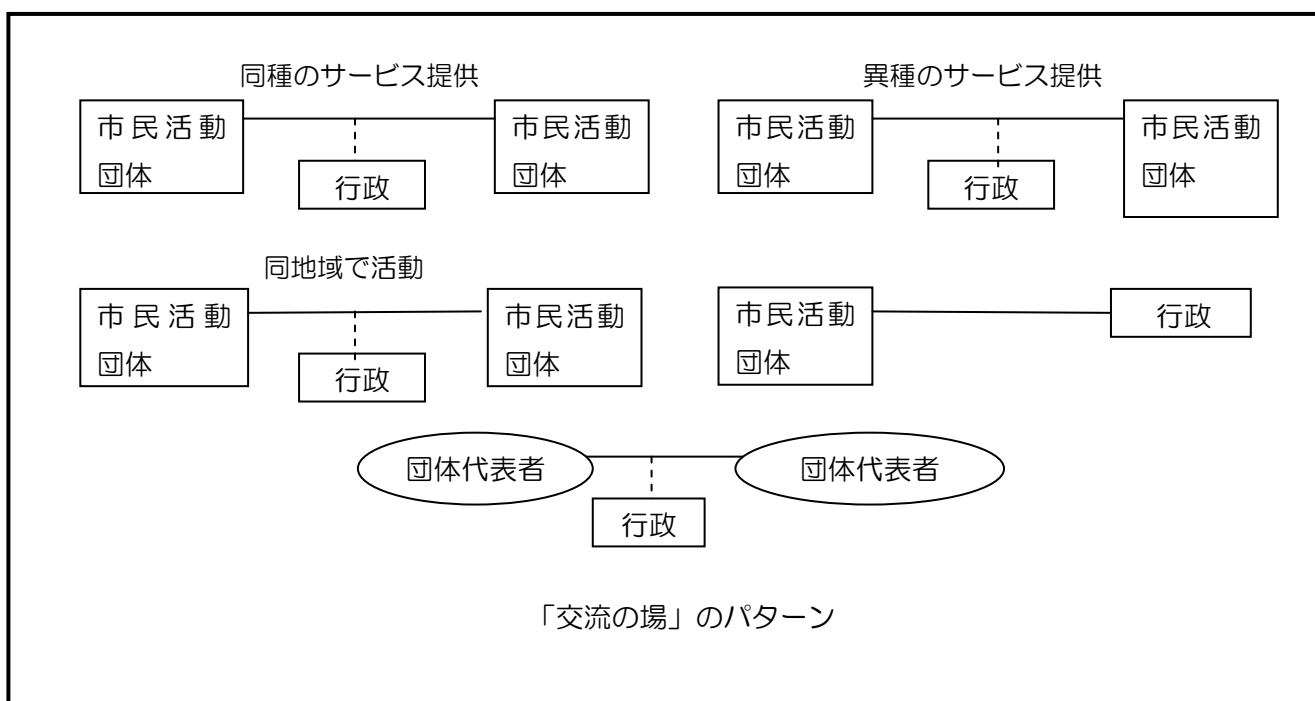
事業名	市民同士のネットワーク（「交流の場」の開催）
-----	------------------------

1 実施主体

	担当課	サポート課	その他の主体
	企画課（協働推進スタッフ） 自治振興課 事業担当課		市民活動団体

2 事業概要（P. 14 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等

課題	内容
特定団体の排除の困難性と行政の指導力	広く市民活動団体等を公民協働活動団体としての対象とするため、団体等の熟度、規模、目的、考え方に大きな差異があると思われるが、大きく門戸を広げた以上、特定の団体等を排除することは出来ない。
	行政の指導力が問われることとなる。



協働推進シート6

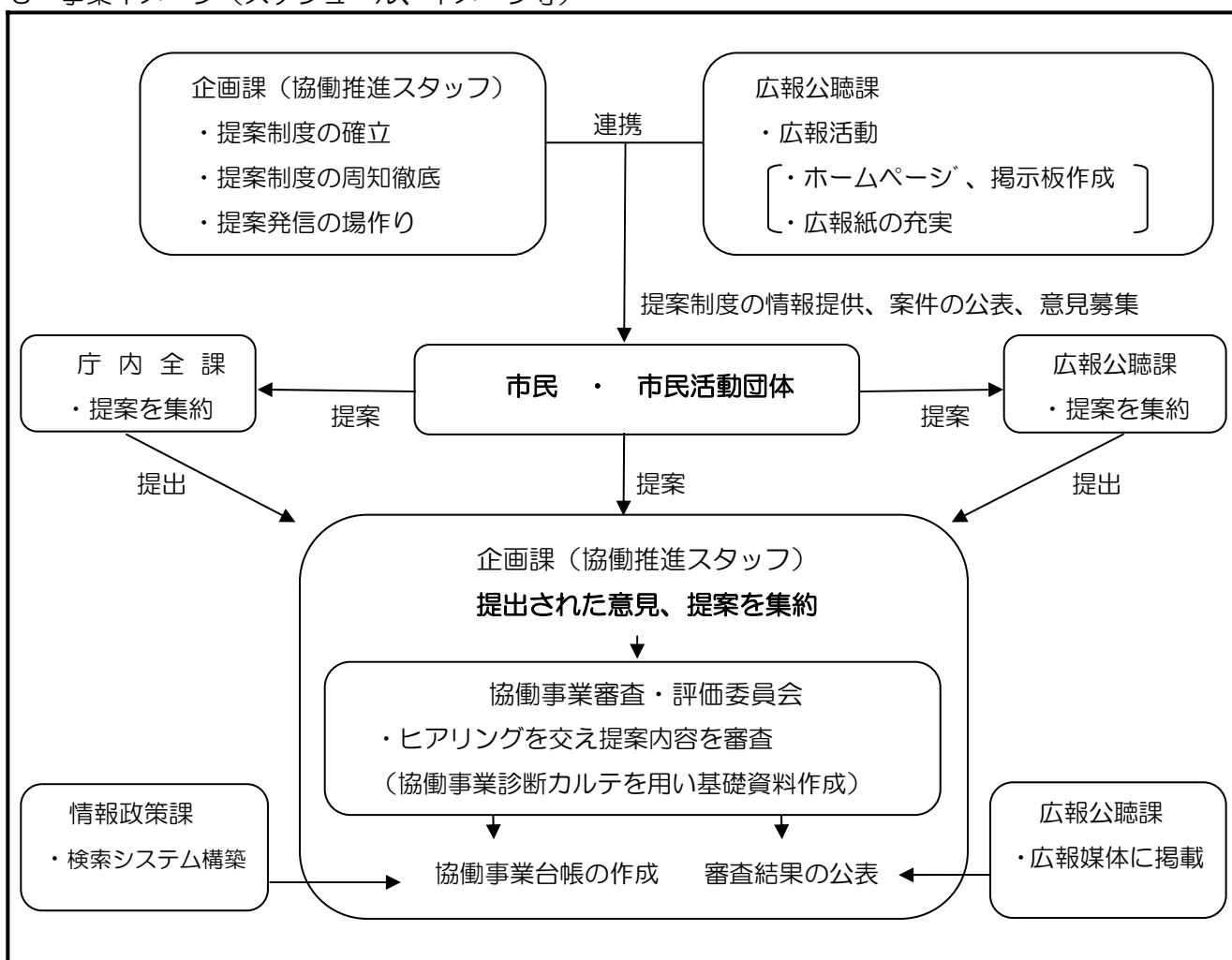
事業名	市民活動団体による事業提案
-----	---------------

1 実施主体

担当課	サポート課	その他の主体
企画課（協働推進スタッフ）	庁内全課 情報政策課 広報公聴課	市民 市民活動団体

2 事業概要（P. 15 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等

課題	内容
庁内における提案制度 情報発信	行政内部においても提案制度を確立することで相乗効果が期待できる。 市民が提案に至るには、「協働事業提案制度」を迅速かつ広域的に周知することが先決。

協働推進シート7

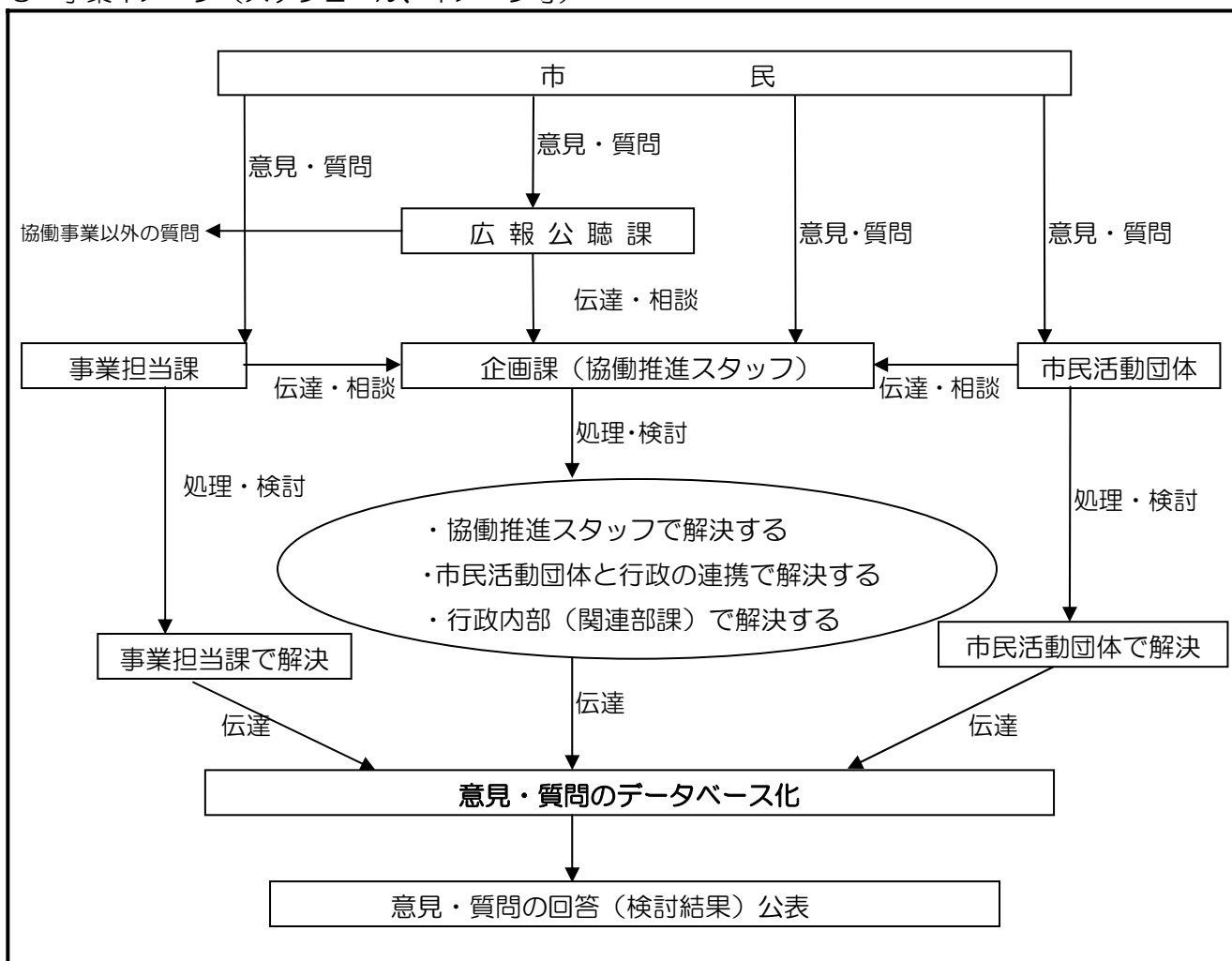
事業名	市民からの意見や質問のデータベース化による情報活用
-----	---------------------------

1 実施主体

担当課	サポート課	その他の主体
企画課（協働推進スタッフ）	庁内全課 市民相談室 情報政策課 広報公聴課	市民 市民活動団体

2 事業概要（P. 16 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等

課題	内容
協働推進スタッフと関連機関との伝達体制の構築	有効的に情報を活用するためには、意見、苦情の難易にかかわらず、協働推進スタッフに伝達することが必要（データベースに蓄積することが原則）。
意見、苦情、質問等のジャンル分け、表現	意見、質問として発した情報が、苦情的な扱いとして処理され公表されたとき、情報の発言者に不快感を与えることになる。

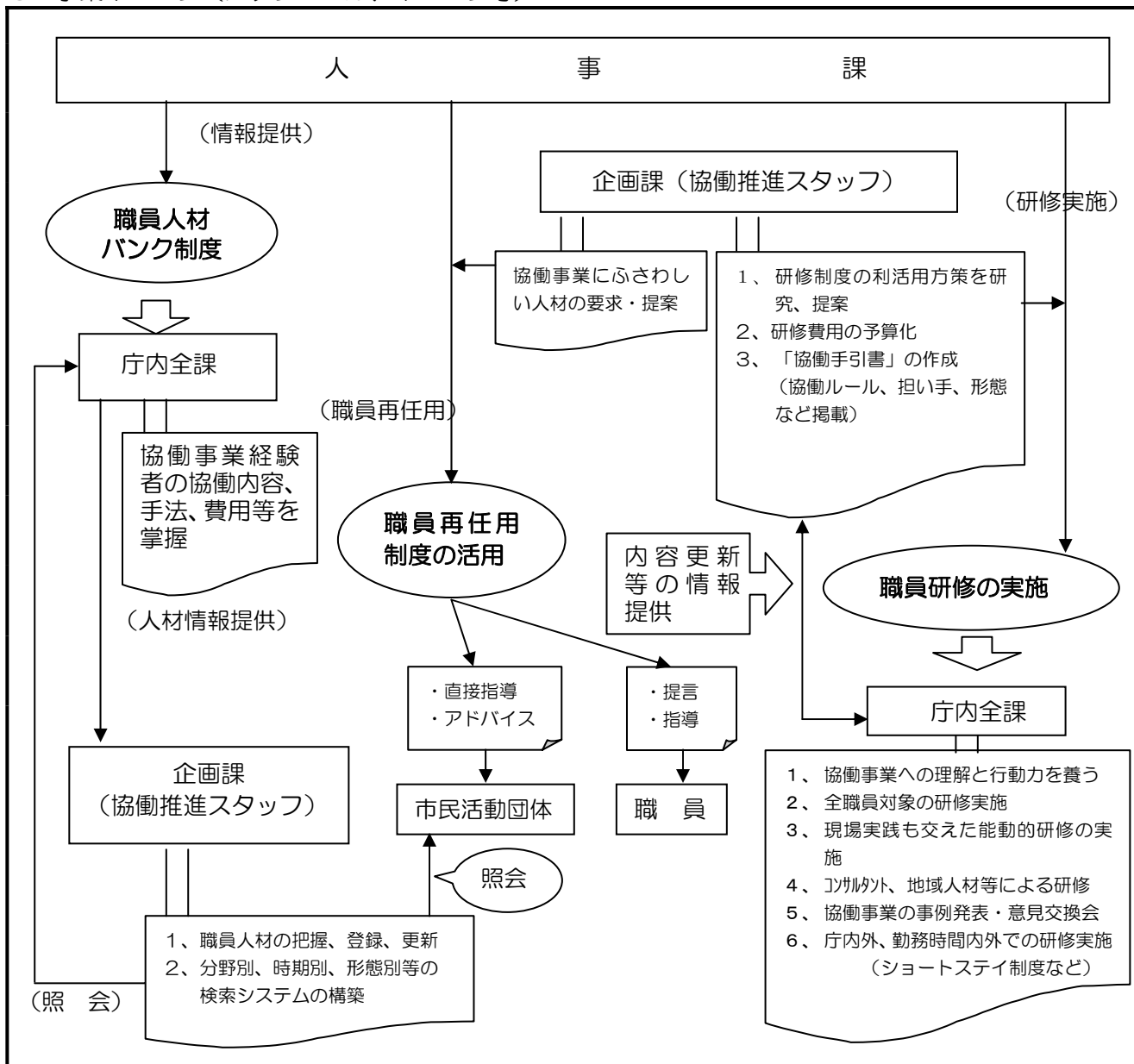
事業名	行政の人材育成（職員研修、人材バンク、再任用制度の活用）
-----	------------------------------

1 実施主体

	担当課	サポート課	その他の主体
	人事課 企画課（協働推進スタッフ）	庁内全課	市民活動団体

2 事業概要（P. 16 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等

課題	内容
職員研修の実施	①研修実施による費用対効果の把握が困難 ②不規則な勤務形態となることもあり、事業担当課、人事課等の協力、理解が必要
協働手引書の作成	絶えず新しい内容のものが求められるため、内容更新、変更、修正が必要
職員再任用	市民活動団体との融合を果たせる人材が求められる

協働推進シート9

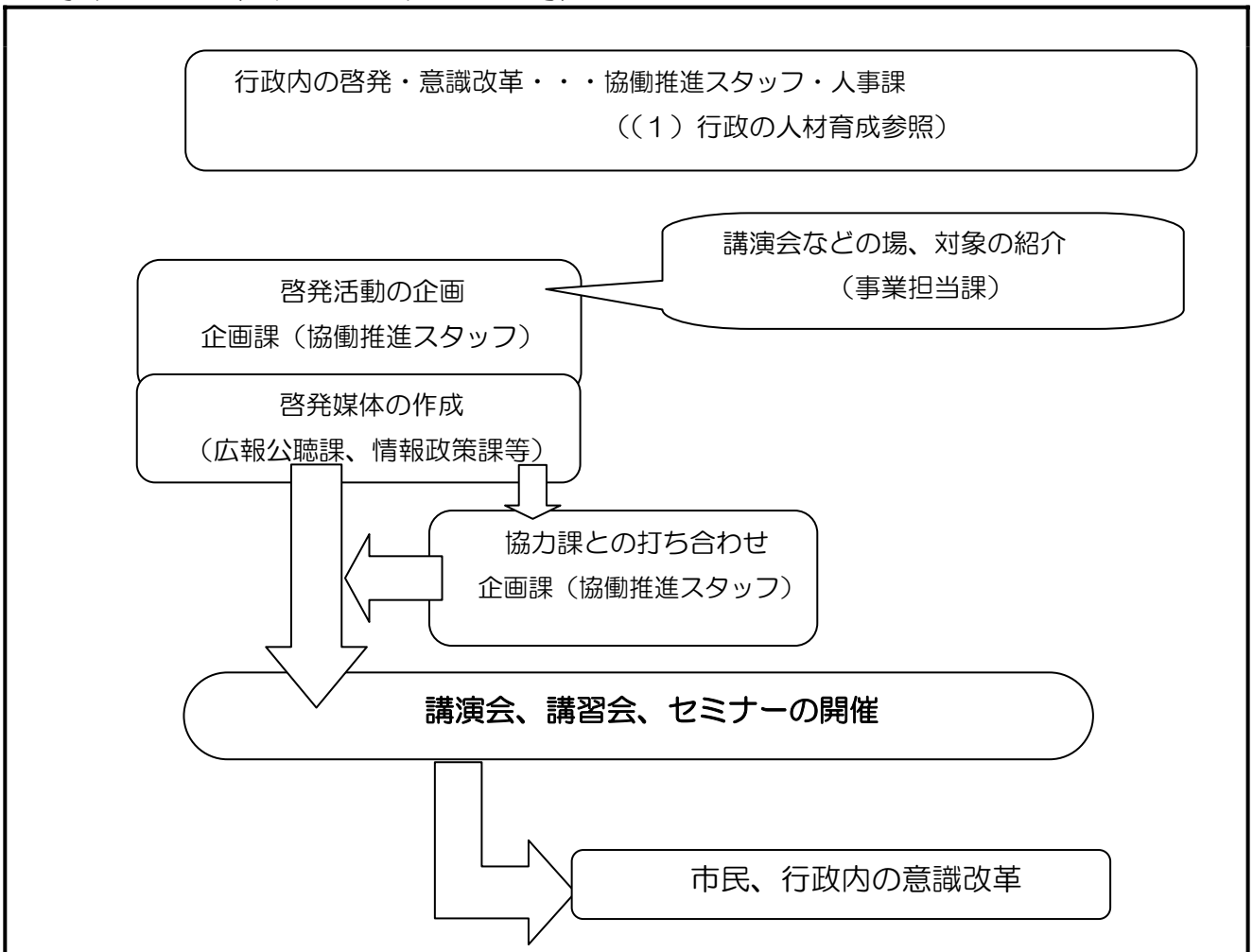
事業名	市民の人材育成（講演会、講習会、セミナーの開催）
-----	--------------------------

1 実施主体

	担当課	サポート課	その他の主体
	企画課（協働推進スタッフ）	情報政策課 広報公聴課	事業担当課

2 事業概要（P. 17 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等

課題	内容

協働推進シート 10

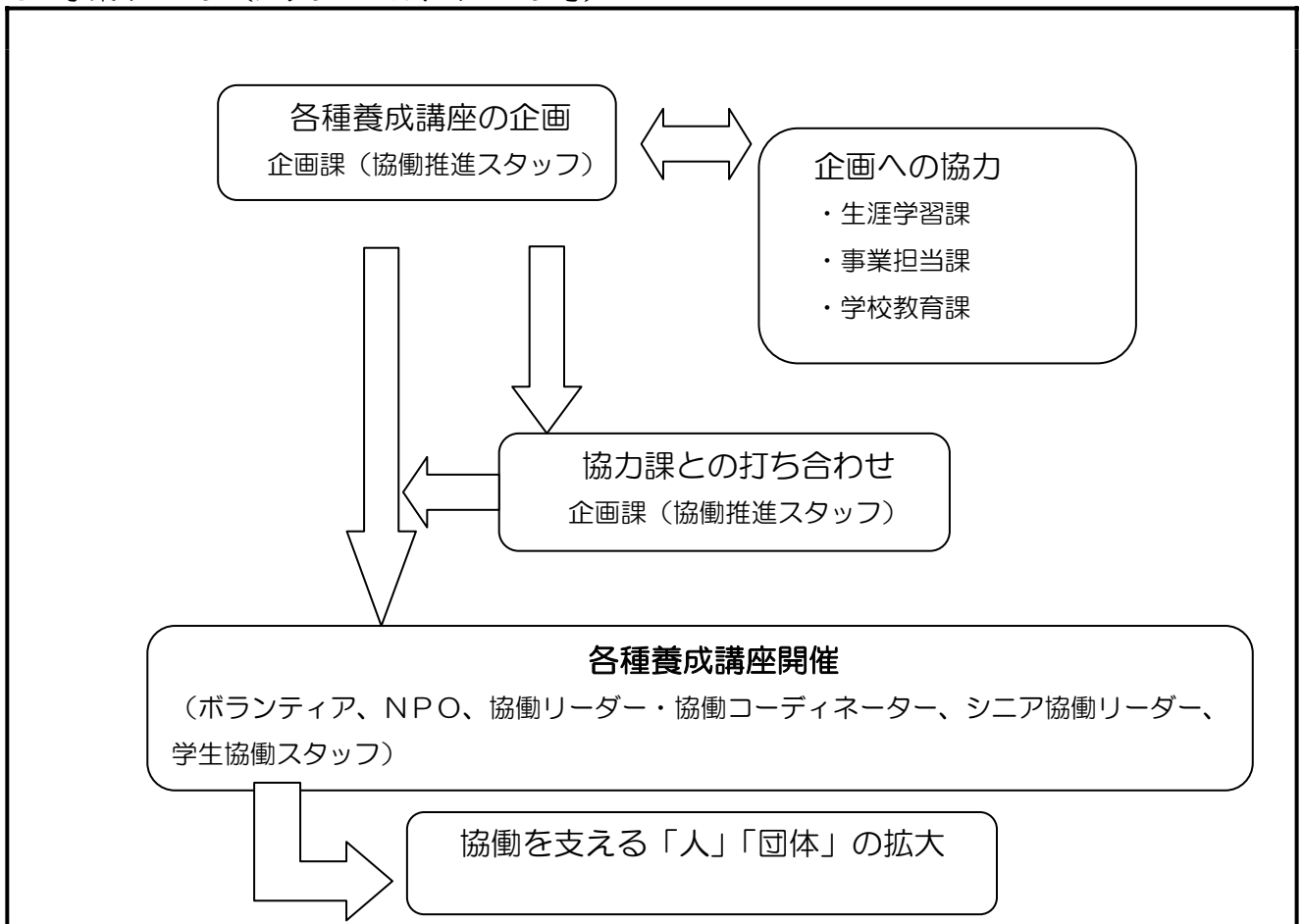
事業名	市民の人材育成 (各種養成講座(ボランティア、NPO、協働リーダー・協働コーディネーター、シニア協働リーダー、学生協働スタッフ))
-----	--

1 実施主体

	担当課	サポート課	その他の主体
	企画課 (協働推進スタッフ)	生涯学習課 事業担当課 学校教育課 (学生協働スタッフ)	

2 事業概要 (P. 18 参照)

3 事業イメージ (スケジュール、イメージ等)



4 課題等

課題	内容

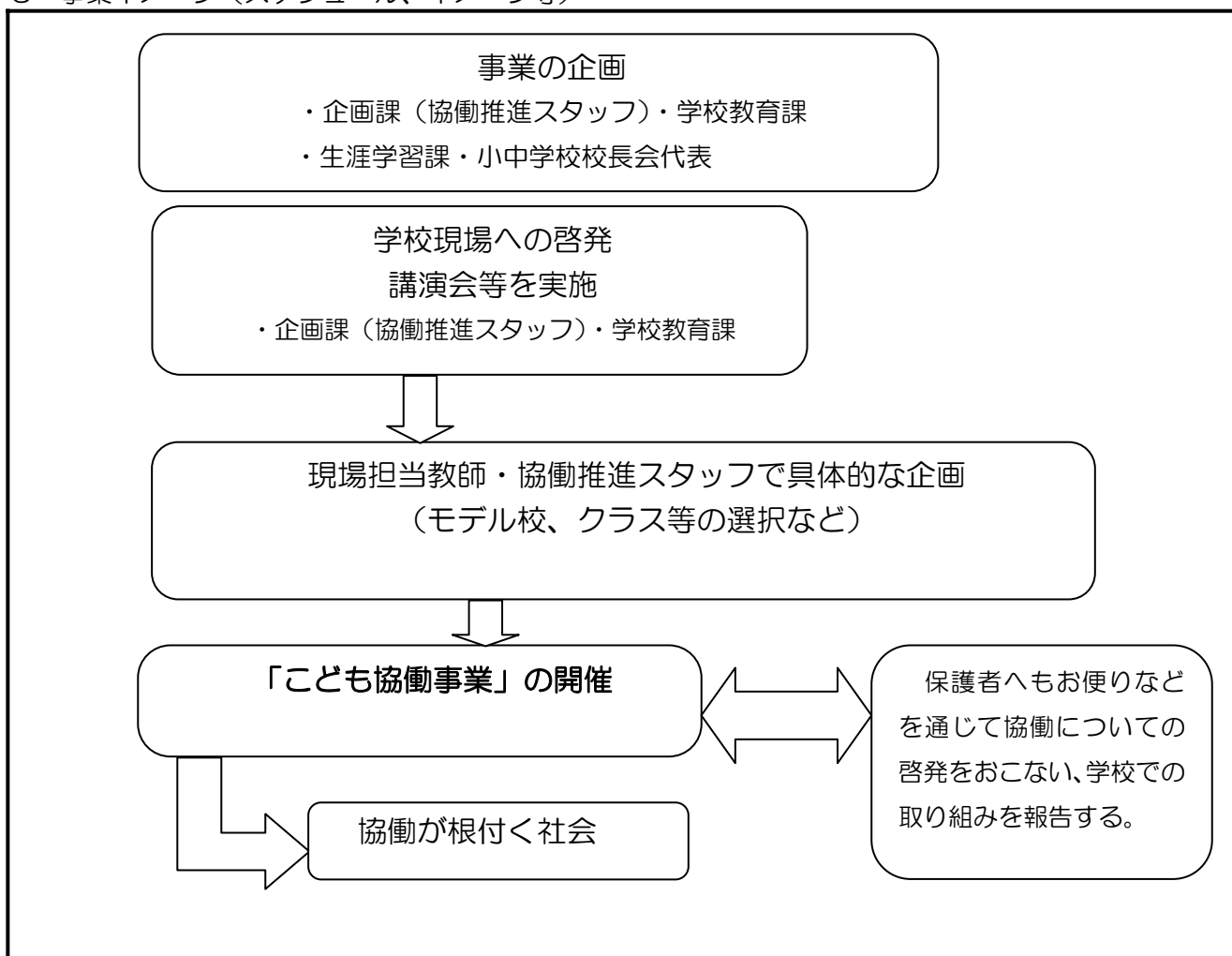
事業名	市民の人材育成（こども協働事業）
-----	------------------

1 実施主体

	担当課	サポート課	その他の主体
	企画課（協働推進スタッフ）	学校教育課 生涯学習課	

2 事業概要（P. 18 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等

課題	内容
授業時間の問題	限られた授業時間で事業にあてる時間の設定
現場教師の理解	協働推進の目的と必要性への理解とともに、小・中学生から取り組むことへの意義を共有すること

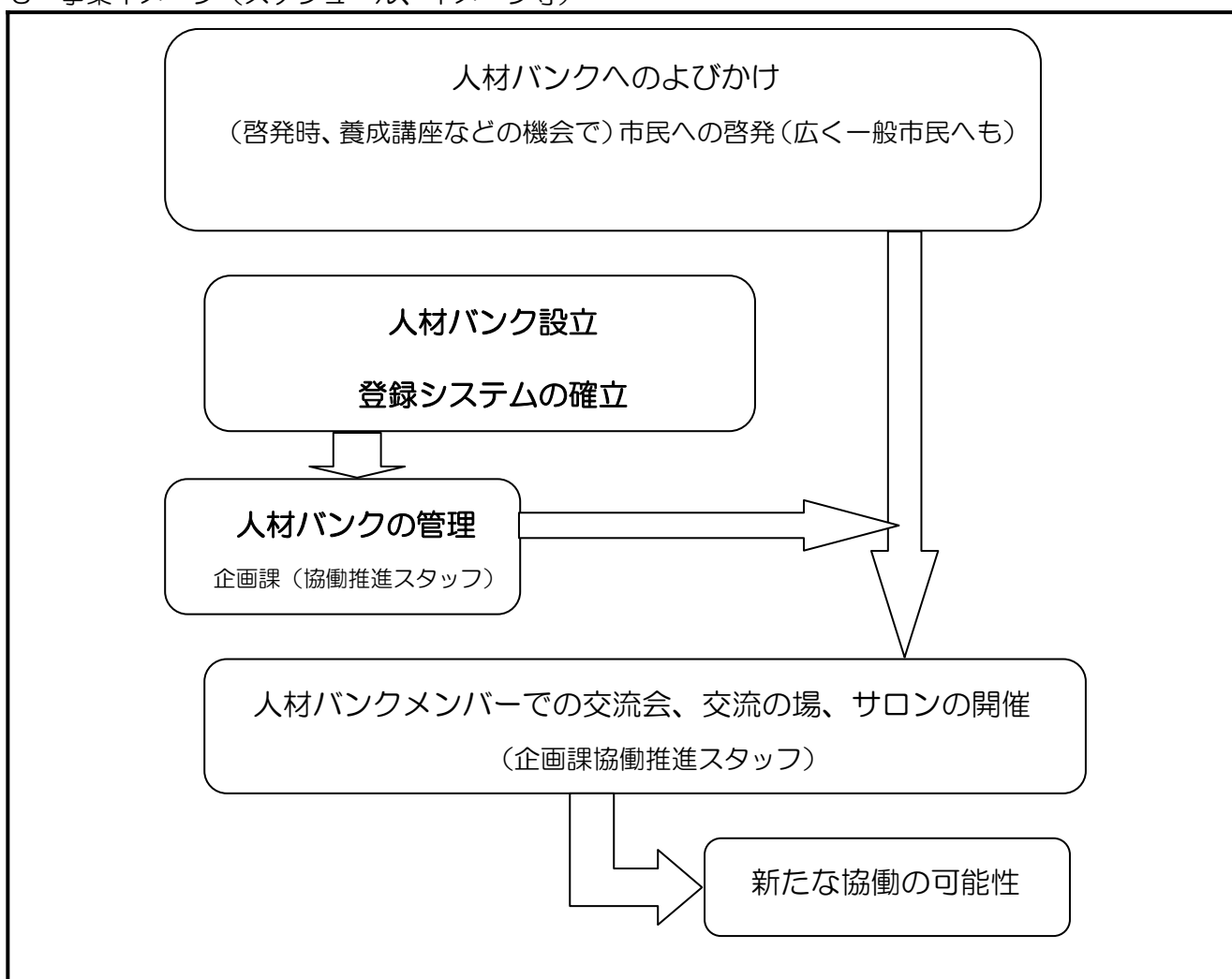
事業名	市民の人材育成（まちづくり人材バンク）
-----	---------------------

1 実施主体

	担当課	サポート課	その他の主体
	企画課（協働推進スタッフ）		

2 事業概要（P. 18 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等

課題	内容

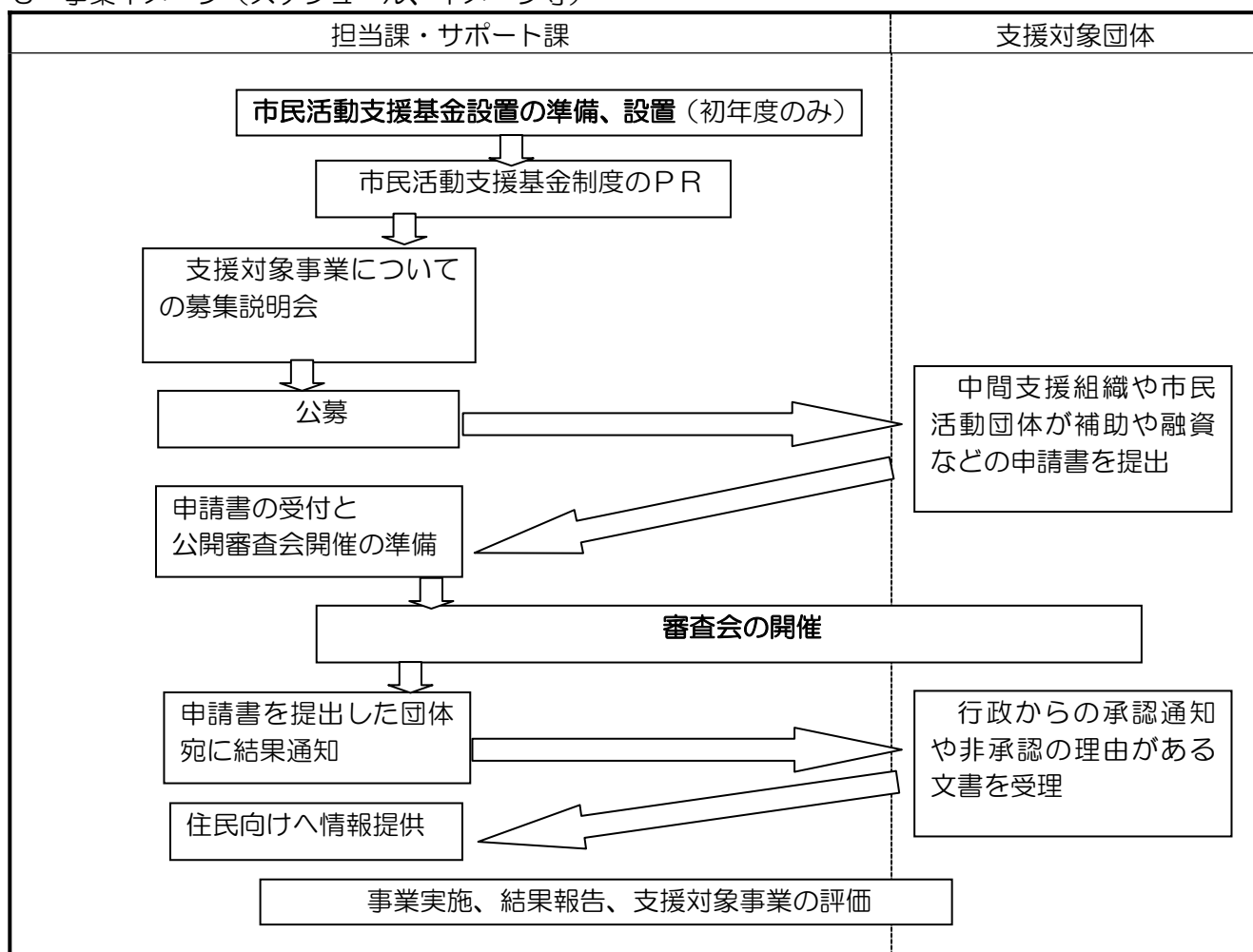
事業名	市民活動支援基金制度
-----	------------

1 実施主体

	担当課	サポート課	その他の主体
	企画課（協働推進スタッフ）	財政課 秘書課 市民税課	市民、事業者 （寄付金提供者・提供団体） 市民活動団体、中間支援組織 （支援対象団体）

2 事業概要（P. 20 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等

課題	内容
上限金額の基準	支援限度額を一定の基準で決める必要がないのか。
基金事業の見直し	基金の積立額が一定金額に達した時点で支援内容の見直しや充実を図ること、また当初の目標を下回る場合、一定の基準を決めた上で支払い割合を減額できる制度も必要ではないのか。
交付方法	審査会で後払いと前払いの基準を決定する必要がないのか。



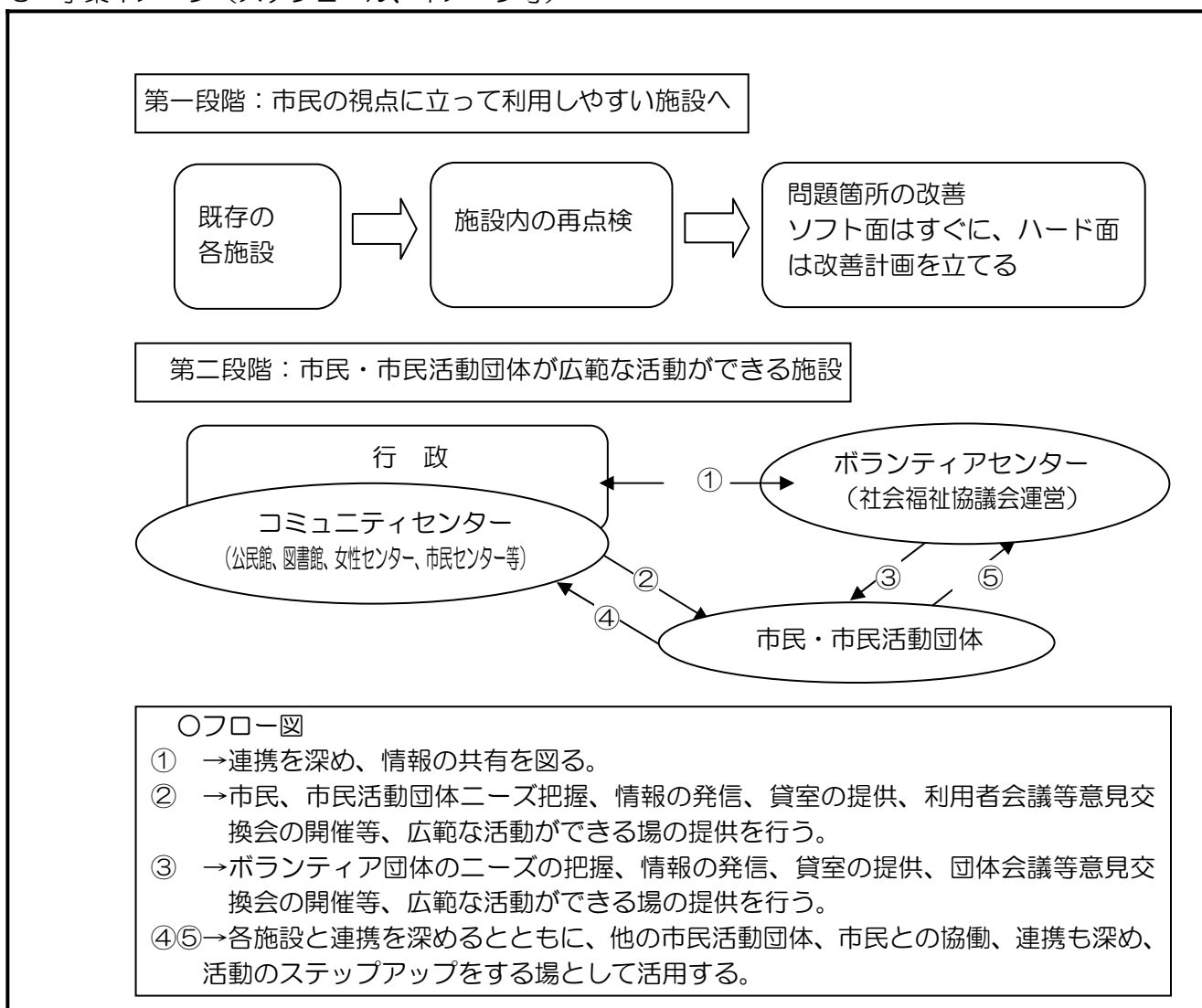
事業名	既存施設・組織の活用
-----	------------

1 実施主体

	担当課	サポート課	その他の主体
	各施設担当課	当該市民活動団体所管課 社会福祉協議会	市民・市民活動団体

2 事業概要（P. 21 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等（その他のアイデア）

課題	内容
協働事業コーナーの設置	各施設での様々な活動状況、情報を公開できる掲示コーナーの設置。
利用者の拡大	各施設の利用者ではない市民に対し、広く関心を呼び手立てが必要。
開館時間の延長	利用者ニーズとして予測される⇒その際の対応
利用者との調整	本来業務と施設利用者との調整を図る。
貸室利用状況の発信	ホームページを利用し、状況の発信を行う。

協働推進シート 15

事業名	市民活動サポートセンターの設置
-----	-----------------

1 実施主体

	担当課	サポート課	その他の主体
	企画課（協働推進スタッフ）		市民活動団体、NPO

2 事業概要（P. 22 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）

<p>当初：公設公営—企画課（協働推進スタッフ）が主導して運営する。            ↓ 中間支援組織の育成、支援            将来：中間支援組織主体の運営</p>	
1、開設準備段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設準備協議会の設置</li> <li>・知識や経験を持つ職員の養成</li> <li>・ボランティアセンターとの連携</li> <li>・中間支援組織になりうる人材の育成、支援</li> </ul>
2、開設当初	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会の設置</li> <li>・サポートセンター機能の中でも、比較的取り組みやすい次の基本機能に絞って運営               <ul style="list-style-type: none"> <li>①貸室と機材の提供</li> <li>②情報の収集と提供、発信</li> <li>③学習の機会及び市民活動団体の相互交流機会の提供</li> </ul> </li> </ul>
3、運営委員会、基本機能が軌道に乗ってきた段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、コーディネーター機能、人材バンク、NPOの育成などに力を入れていく。</li> <li>・公営から中間支援組織への運営のバトンタッチ</li> <li>・市域を越えた連携、ネットワーク化</li> </ul>

4 課題等

課題	内容
市域全体のカバー	都市機能を担う地区にサポートセンターを、広域拠点である地区に中規模のサブセンター（市民センター）を、その他の地区にサテライトセンター（地区公民館）を配置し、サポートセンターを中心とした市域全体を視野に入れた施設整備を図る。
市域を越えた連携、ネットワーク化	NPOのボランティア団体には、市内に限定せず広域に活動しているところも多く、岸和田市を拠点としない団体もサポートできる体制を整える。また、他市町村の市民活動サポートセンターや行政との連携を図っていく。

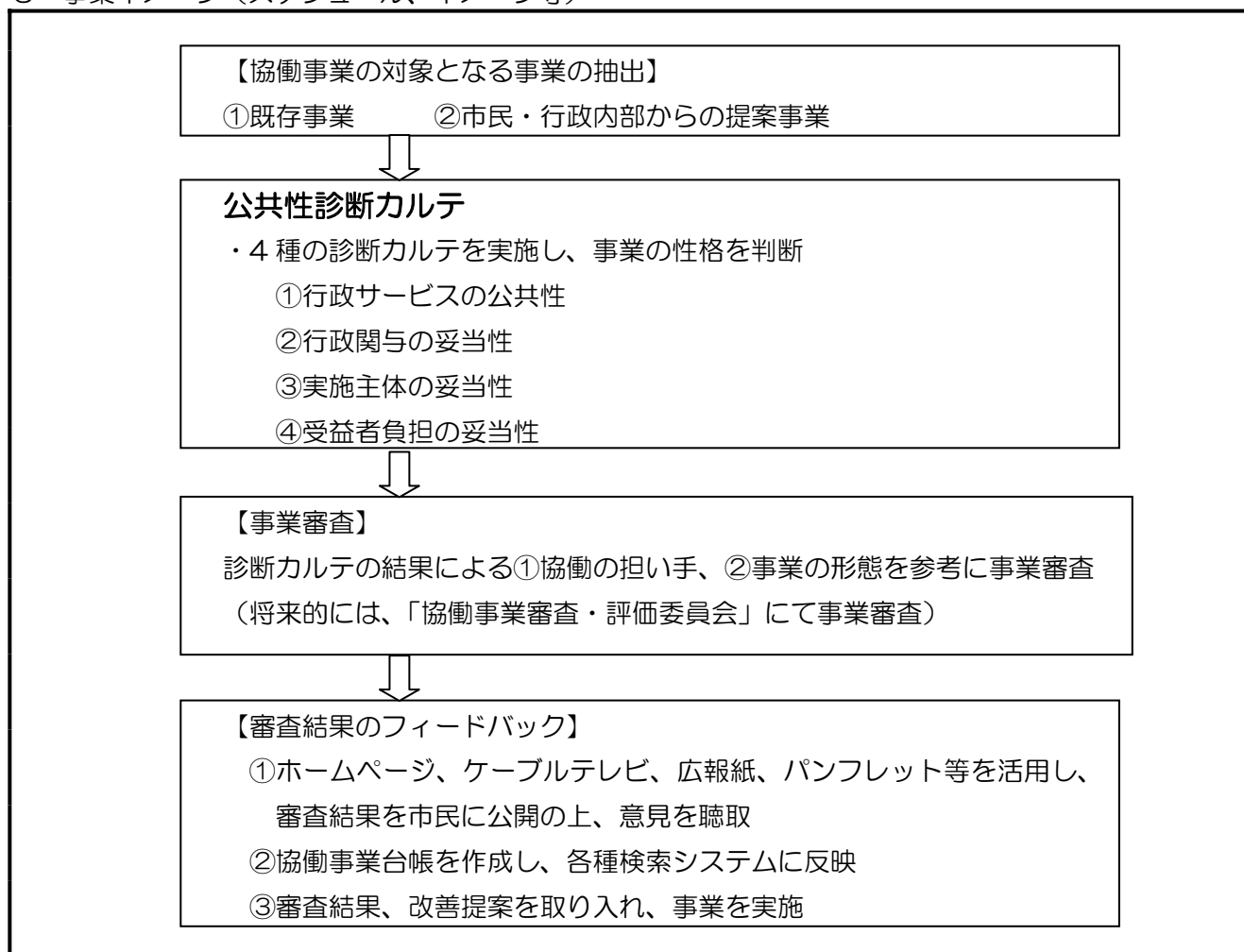
事業名	公共性診断カルテの実施
-----	-------------

1 実施主体

担当課	サポート課	その他の主体
企画課（協働推進スタッフ）	改革推進室 人事課 財政課 事業担当課	市民 市民活動団体

2 事業概要（P. 24 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等

課 題	内 容
評価の基準	個々の評価を行う際には、画一的にならないように配慮する。
評価の公表	診断結果を実施主体へ公表する際には、十分に話し合う機会を持ち互いの理解を深める。
審査・評価専門機関の検討	「協働事業審査・評価委員会」の委員の人選については、公募委員など透明性の確保を図る。 協働事業評価に関わらず、あらゆる審査、評価において、市民の目による客観的な判断がなされるしくみを検討する。

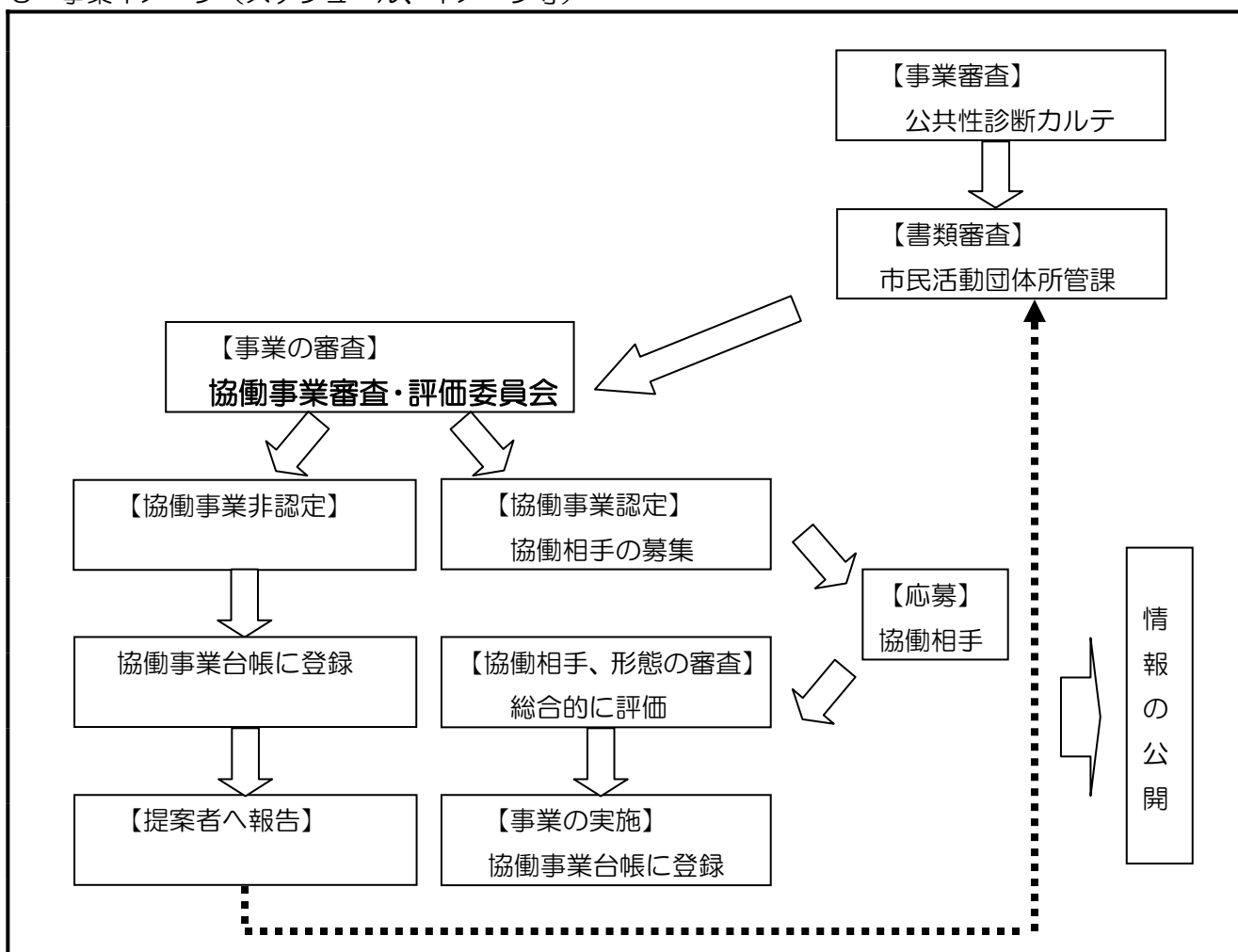
事業名	協働事業審査・評価委員会の設置
-----	-----------------

1 実施主体

担当課	サポート課	その他の主体
企画課（協働推進スタッフ）	改革推進室 財政課 人事課 市民活動団体所管課	市民 市民活動団体 （中間支援組織員）

2 事業概要（P. 24 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等

課題	内容
委員の人選	公募委員など透明性の確保を図るようにする。
全ての市民への配慮	子ども、高齢者、障害者等の審査や情報を共有するしくみを整える。
事業の再提案	協働事業非認定の事業でも、協働事業台帳に理由を明記し、再提案ができるようにする。

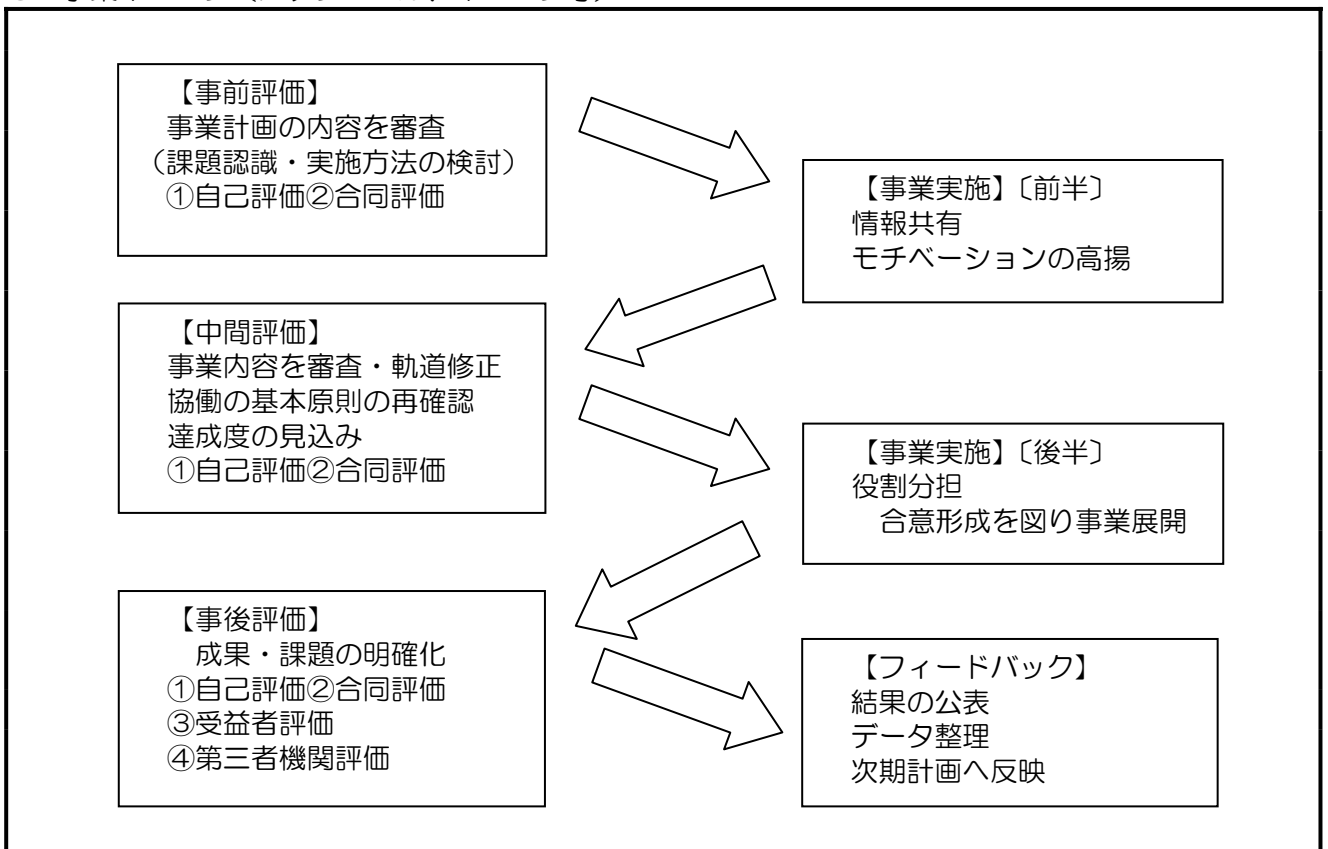
事業名	協働事業評価システムの構築
-----	---------------

1 実施主体

担当課	サポート課	その他の主体
企画課（協働推進スタッフ）	改革推進室 人事課 財政課 事業担当課	市民、市民活動団体 第三者機関

2 事業概要（P. 25 参照）

3 事業イメージ（スケジュール、イメージ等）



4 課題等

課 題	内 容
評価者の負担	評価時期、回数などに配慮する。
有益な評価	観点を平均化するためのマニュアルを作成し、過去の事例を追記する。
協働事業審査・評価委員会の設置	人選には、公募委員など透明性の確保を図る。
評価シートの記入	広く実施主体の意見を反映させる（代表者個人の記入としない）。
審査・専門機関の検討	あらゆる評価・審査において、市民の客観的な判断がなされるしくみを検討する（市民活動団体、NPOなど）。